

日の推進会議本部会までに、本件新規搬出先が見つかること、本件新規搬出先と原告石原産業との間で契約を締結する必要があることを認識した（甲62）。

① 加茂カントリークーラブ
紹介者 株式会社フジシゲ（以下「フジシゲ」という。）
使用目的 加茂カントリークーラブの改良工事に使用

搬出期間 平成13年8月6日～平成14年1月31日
搬出量 3万トン
取引ルート等 原告石原産業は、有限会社トータルプランニングシンシ
ゴーに対し、フェロシリトをトン当たり180円で販
売し、同社がさらにフジシゲに対して販売する。フジ
シゲは、石原物流を通じて原告石原産業に対し、中和
石膏工場の横持什器作業及び運搬作業等費用としてト
ン当たり300円を請求する。

② 山磯
紹介者 ニチフク株式会社及び山磯
使用目的 大平長石採掘跡の埋立用（長野県）
搬出期間 平成13年8月から5年間
搬出量 1か月当たり1万トン（合計約31万トン）
取引ルート等 原告石原産業が特殊精矿株式会社（以下「特殊精矿」という。）に対し、フェロシリトをトン当たり150円で販売する。原告石原産業は、特殊精矿株式会社の下請けとして運搬を実施する山磯に対し、フェロシリトの改質試験及び用途開発費用としてトン当たり3500円ないし3800円を支払う。

③ 市川茶園

紹介者	杉本組	使用目的	三重県龜山市の谷を茶園に開発する際の埋立材に使用
搬出期間	平成13年10月ころから	搬出量	約5万トン
取引ルート等	杉本組から、トン当たり2800円の費用を支払ってほしいとの申入れがある。	紹介者	有限会社サント
搬出期間	平成13年8月6日～平成14年1月31日	使用目的	ゴルフ場調整池埋立
搬出量	10万トン	搬出量	平成13年7月31日に100トン程度を搬入し現地テストの予定
搬出量	3万トン	搬出量	六価クロムの検出等
取引ルート等	原告石原産業は、有限会社トータルプランニングシンシゴーに対し、フェロシリトをトン当たり180円で販売し、同社がさらにフジシゲに対して販売する。フジシゲは、石原物流を通じて原告石原産業に対し、中和石膏工場の横持什器作業及び運搬作業等費用としてトン当たり300円を請求する。	紹介者	環境保安部は、平成13年7月ころ、フェロシリトの搬出先候補である山磯から、安全性を確認するためとして、フェロシリトの分析結果を記載した計量証明書の交付を求められた。環境保安部は、三重県環境保全事業団に対し、フェロシリトの搬出試験を依頼した。同月12日に採取されたフェロシリトから、1リットル中0.07mgという土壤環境基準値を超える六価クロムが検出されたとの同月31日付けの結果が出た（丙91, 98）。
搬出量	1か月当たり1万トン（合計約31万トン）	取引ルート等	（ア）M3は、部下である環境保安部環境課のH2（以下「H2」という。）を通じて、三重県環境保全事業団から、同年8月3日、上記検査結果の報告を受けた（甲4、丙35, 98, 101）。
搬出期間	平成13年8月から5年間	搬出量	M3は、被告S3に対し、同月6日、上記検査結果を報告した（甲4,丙98, 101）。被告S3は、M3から上記検査結果の報告を受け、次のとおり、考えた（丙91）。
搬出量	1か月当たり1万トン（合計約31万トン）	取引ルート等	① フェロシリトを加茂カントリークーラブへ搬出する予定が間近にあ

る。フェロシルトの搬出を中止すると、フェロシルトに有害物質である六価クロムが土壤環境基準値を超えて含まれていることが公にわかる。仮に、上記検査結果が後に間違いだと判明しても、フェロシルトに悪いイメージがつき、フェロシルトを引き取ってくれるところがなくなる。

(②) フェロシルトを引き取ってくれるとところがなくなると、原告石原産業は、30万トン近いフェロシルトの在庫について、産業廃棄物として処分費用を支払って処分するほかとなる。原告石原産業は、上記処分費用を支払う余力がない。また、これによって、被告M3も社内に重い処分を受けることになる。

被告S3は、M3に対し、六価クロムが検出されたのは一時的なものであるかのように述べた上で、中和石膏工場の操業が安定してから、再度、フェロシルト中の六価クロムの値を調べるように指示した(甲4、丙91)。また、被告S3は、M3に対し、山礫に送付する計量証明書の六価クロムの数値を土壤環境基準内とするよう指示した(丙96)。M3は、環境保安部環境課の社員とともに、六価クロムの数値を改ざんした計量証明書を作成し、山礫に交付した(甲1、丙71、96)。

M3もH2も、フェロシルトから土壤環境基準値を超える六価クロムが検出されたことを、工場長である被告T1には報告しなかった。

(ウ) 原告石原産業は、平成13年8月以降、硫酸法の廃液からMT酸化鉄を回収し(以下「MT法」ともいう。)、セメント材料として販売するようになつた(丙26、28)。MT酸化鉄が硫酸法の廃液から回収されることになったことから、フェロシルトの生産量は約半分に減少した(丙31)。

り、六価クロムを無害な三価クロムに還元させる酸化鉄が減少し得る状況となることから、六価クロムが溶出しやすいために(丙26、31)。しかし、Y3は、被告S3やT1がそのことを既に分かってた上でMT酸化鉄を生産しており、注意喚起しても何も変わらないし、フェロシルトの管理は環境保安部に任せたければよいと考えて、特に指摘しなかつた(丙31)。

(8) フェロシルトの搬出と意思決定(前提事実(8)[29頁]参照)

ア 平成13年8月6日前中の推進会議

(ア) 推進会議本部会が、平成13年8月6日の午前中に実施された(甲62)。上記本部会には、推進会議本部会構成員である被告A1会長、M2社長、被告H1、H2、被告K2、被告T1、被告F2、被告S2が出席した(甲62)。

なお、被告A1は、平成13年8月6日推進会議に出席していないなかつたと主張する。しかし、平成13年8月6日推進会議の内容を記録した議事録(甲62)には、被告A1が出席したこと、被告A1が被告T1による酸化チタンの硫酸法のコストに関する発言に続いて、技術開発費はどこに入っているのかなどと質問したことから

すれば、被告A1の主張は採用できない。

(イ) 平成13年8月6日前中の推進会議本部会においては、主に推進会議のテーマ案について、推進会議本部会構成員による検討が行われた(甲62)。

推進会議のテーマ案として、検討された内容は、次のとおりであった(甲62)。

- ① 酸化チタン全般 基本戦略及び酸化チタン事業統合部署の設置
- ② 販売 起用商社の見直し
- ③ 購買 購買部門の全社一元化及び原告石原産業主体の

工事入札制度

⑤ フェロシルトの処理に関する損益比較について、管理部長のS8による説明

④ 鉱石 インドTATAプロジェクト

⑤ 生産、生産技術 産業廃棄物対策、エネルギー対策、要員削減、

棚卸資産の圧縮、塩素法新技術及び増産対策

M2社長は、とりわけ、上記⑤の産業廃棄物対策に關し、四日市工場

内に堆積されたフェロシルトは問題の先送りである、中部国際空港向け搬入費用やその他埋立用輸送費用は酸化チタンのコストに大きく跳ね返

つくるとして、この件について本日午後から引き続いだて討議をし、産業廃棄物対策を重点テーマとして即刻取り組むこととするとして述べた（甲62）。

M2社長の上記提案に対し、異議を述べた推進会議本部会構成員はいなかつた（甲62）。

イ 平成13年8月6日午後の推進会議

（ア）出席者

推進会議本部会は、平成13年8月6日午後からも実施された（甲62）。上記本部会には、推進会議本部会構成員である被告H1会長、M2社長、被告H1、02、被告K2、被告T1、被告P2、被告S3（のほか、執行役員の被告S3）が出席した（甲62）。

（イ）主な内容

平成13年8月6日午後の本部会の主な内容は次のとおりであった。

① フェロシルトの現状について、被告T1による説明

② 本件新規搬出先へのフェロシルトの搬出計画について、被告S3による説明

③ 本件新規搬出先へのフェロシルトの搬出費用について、管理本部管理部（原告石原産業及び関係会社の総合予算の編成、管理及び統制等を行う部署）部長のS8による説明

④ 中部国際空港への搬出費用について、被告S3による説明

⑥ 上記①ないし⑤の報告及び説明を踏まえた検討

（ウ）前記①（フェロシルトの現状について、被告T1）による説明

被告T1は、次とおり、報告した（甲62）。

a 四日市工場に堆積されているフェロシルトの中部国際空港への搬出時期が、中部国際空港建設工事の事業時期の変更により、当初の見通しそどりにいかくなり、コストに影響していくことになった。

b そのため、フェロシルトの再資源化が本道であるが、MT法（甲8頁）を急遽採用してアイアンクレーの産出量を減少させることになつた。

c 契約事項もあり、本日のこの機会に現状を報告する。

しかし、被告T1は、その時点では、原告石原産業が中部国際空港株式会社から海上埋立用土砂としてのフェロシルトの受入れを正式に断られたことを知つており、フェロシルトの中部国際空港への搬出時期が中部国際空港建設工事の事業時期の変更により当初の見通しそどりにいかなくなつたという点は、虚偽の説明であった。

（エ）前記②（本件新規搬出先へのフェロシルトの搬出計画について、被告S3による説明）

被告S3は、次のとおり説明された「フェロシルトの搬出計画について」と題する書面に基づき、本件新規搬出先へフェロシルトを搬出すること（以下「本件新規搬出計画」という。）をおおむね次のとおり提案した（甲62、乙B43、乙B49）。

a アイアンクレー削減対策の一環として、再資源化を計画した。しかし、再資源化を図るには長期間の調査、検討を要するため、初期段階に発生するフェロシルトは、中部国際空港建設工事時の埋立用土とし

て搬出することにし、備蓄してきた。

b 中部国際空港建設工事は、着工が大幅に遅れたことに伴う工事期間の短縮等の都合により、当初、平成13年5月から15年8月に搬出する計画であったが、平成15年8月から平成16年3月に搬出することになった。また、フェロシルトに真土を混合して改質して搬入されるよう要請され、費用が大幅にアップする方向にある。しかも、使用する量も当初60万トンを計画していたが、約29万トンとなり、同年8月以降に発生するフェロシルトは中部国際空港へ搬出する対象外となる。

c フェロシルトを四日市工場内に30万トン強備蓄したため、同工場内に空き地がなく、平成13年9月以降発生するフェロシルトは全量アイアンクレーとして埋立処分しなければならない状況である。

d このような状況から、中部国際空港以外での用途開発について調査、検討してきた結果、下記iないしivの埋立用途での利用計画を策定し、実施したい。

i 加茂カントリークラブ	使用目的	ゴルフ場の整地用（京都府）	搬出期間	平成13年9月～平成14年1月	搬出量	約3万トン	埋立費用	トン当たり2850円	搬出先	フジシゲ
ii 山磯	使用目的	大平長石採掘跡の埋立用（長野県）	搬出期間	平成13年9月～平成15年3月末	搬出量	1か月当たり1万トン（合計約31万トン）	埋立費用	トン当たり3650円		
iii 杉本組	使用目的	茶畠造成用（龜山市）	搬出期間	平成13年11月～平成14年8月	搬出量	約5万トン	埋立費用	トン当たり2800円	搬出先	杉本組
iv 協和カントリークラブ	使用目的	ゴルフ場調整地埋立用（京都府）	搬出期間	平成14年2月～平成15年5月	搬出量	9万6000トン	埋立費用	トン当たり2850円	搬出先	フジシゲ
e フエロシルトが不法投棄されるリスク回避に留意し、フェロシルトの販売は、コスト面から搬送距離で2往復可能な地域を原則とする。	f 四日市工場内に既に堆積されたフェロシルト約30万トン及び平成15年までに生産されるフェロシルトのほぼすべてが、本件搬出計画を実施することによって搬出され、平成15年度末のフェロシルトの残在庫がなくなる。	しかし、被告j3は、その時点では、原告石原産業が中部国際空港株式会社から海上埋立用土砂としてのフェロシルトの受入れを正式に断られたことを知つており、中部国際空港建設工事は、着工が大幅に遅れたことに伴う工事期間の都合により搬出時期が遅れることになったこと、中部国際空港株式会社からフェロシルトに真土を混合して改質して搬入されるよう要請され、費用が大幅にアップする方向にあること、フェロシルトの使用量が当初60万トンから約29万トンに半減し、同年8月								

以降に発生するフェロシルトは中部国際空港へ搬出する対象外となるなどの説明はすべて虚偽であった。

(ア) 前記③（本件新規搬出先へのフェロシルトの搬出費用について、管理部長のS8による説明）

管理部長のS8は、フェロシルトを本件新規搬出先へ搬出する費用として合計16億2000万円がかかること、そのため、平成13年4月27日取締役会において搬出費用として引当計上した8億3700万円のほか、7億3000万円の費用が必要になることを説明した。

(イ) 前記④（中部国際空港への搬出費用について、被告S3による説明）

被告S3は、フェロシルトを中部国際空港へ搬出した場合、28万8000トンしか搬出することができず、搬出費用に12億7200万円（同金額は、真土と混合したフェロシルトの売却代4億8000万円〔1立法メートル当たり1000円〕を差引後のものである。）がかかることを説明した。

しかし、被告S3は、その時点では、原告石原産業が中部国際空港株式会社から海上埋立用土砂としてのフェロシルトの受入れが正式に断られたことを知っており、上記費用の説明も虚偽であった。

(ウ) 前記⑤（フェロシルトの処理に関する損益比較について、管理部長のS8による説明）

管理部長のS8は、本件新規搬出先へ搬出する場合、フェロシルトを三重県環境保全事業団において産業廃棄物として処理する場合より、4億1000万円の節減になると説明した。

(エ) 前記⑥（上記①ないし⑤の報告及び説明を踏まえた検討）

M2社長は、フェロシルトを本件新規搬出先へ搬出することについて、早急に作業を進めてほしいと述べた。これに対し、異議を述べた推進会議本部会構成員はいなかった（甲62）。

また、M2社長は、MT法以外に酸化チタンの生産コストを減少させる手段を検討するのは、石原ケミカルだけなのか、本体の酸化チタンに関わる重要な事項であり原告石原産業は検討しないのかと尋ねた。これに対し、被告T1は、生産構造推進室が検討していること、フェロシルトは、利益が出て販売に結びつく方法がなく、産業廃棄物ではないが、有償の处分が実態であると説明した（甲62）。

(イ) 話題とされなかつた事項
もととも、平成13年8月6日推進会議本部会において、次の点は話題とされなかつた（甲62、被告T1）。

- ① フェロシルトの安全性や品質が確保されているか
- ② 本件新規搬出先に對応するQMS上の開発完了手続が履践されたか
- ③ 中部国際空港以外へ搬出することにより廃棄物処理法に抵触しないか
- ④ フェロシルトから土壤環境基準値を超える六価クロムが検出されたか

ウ 平成13年8月10日付け裏譲
(ア) 裏譲規程
原告石原産業における裏譲規程の内容は、おおむね次のとおりであつた（甲9～11）。

a 発譲者は、所管業務の執行に当たり、裏譲事項が発生した場合には、速やかに事前に発譲しなければならない。発譲者は、必要に応じ、発譲分掌上位者の承認を得る。発譲者は、裏譲事項について、必要がある場合には裏譲取扱主管者又は合議者と、事前に基本的打合せを行い、業務の遂行を円滑にしなければならない。

b 裏譲取扱主管者は、提出された裏譲書の内容について、その妥当性、必要性を審査し、押印する。ただし、意見がある場合には付記する。

- c 合議者は、稟議書を受理した場合には、稟議事項に対する助言をなすために、その職能的分野より見解、意見を記載し押印の上、更に次回に回付する。合議の完了した稟議書は、決裁者に提出する。
- d 1件100万円以上の予算外支出及び予算増枠は、稟議取扱主管者を管理部長とし、社長が決裁する。
- (イ) 平成13年8月10日付け稟議の内容
- フェロシルトの本件新規搬出先への搬出を実施するには、平成13年4月27日取締役会で承認された8億3700万円を超える7億8300万円の費用が必要であった(乙Bア9)。被告S3は、発議者として、同年8月8日、発議分掌上位者を被告T1とし、稟議事件名をフェロシルト搬出計画の件とし、平成13年度から平成15年度までのフェロシルトの搬出費用の支出について発議した(乙B43)。
- 上記稟議の取扱主管者は管理部長のS8であり、合議者は、推進会議本部会構成員である被告H1(副社長)、O2(専務取締役)、被告K1(専務取締役)、被告F2(管理本部長兼財務本部長)、被告S2(無機企画開発本部長)であった(乙B43)。
- 上記稟議は、上記合議者間において回付された。上記合議者は、特に意見を記載することなく、上記稟議書の合議者の欄に押印をした。その後、M2社長は、平成13年8月10日、上記稟議書の決裁欄の「可決」に押印し、決裁を完了した(乙Bア9、乙B43、丙92〔資料2〕)。
- また、会長の被告A1は、M2社長の決裁の後、上記稟議書の決裁欄の左横に設けられた会長欄に、特に意見を記載することなく押印した(乙B43)。
- エ フェロシルトの搬出開始とその実態
- (ア) 搬出開始時期
- フェロシルトは、平成13年8月17日から、搬出業者(加茂カント

リークラブ)への搬出が順次開始された(丙91)。その実態は次のとおりであった。

- (イ) 搬出までの手順
- 環境保安部のM5は、被告S3の指示に基づき、搬出量、搬出時期などについて搬出先業者と細かい打合せを行い、フェロシルトの生産状況に照らし、搬出先業者の要望が実現可能かを確認する(丙95)。
- 被告S3は、M3から報告を受け、交渉中の搬出先業者との契約を正式に結ぶかどうか、契約内容をどのようなものにするかといったことについて、交渉の場に立ち会い、原告石原産業にとつて問題がない契約とするようになっていた(丙95)。
- (ウ) 搬出に係る契約
- フェロシルトを搬出するに当たり、次の3つの契約が締結された。
- ① 原告石原産業と石原テクノとの売買契約
- 原告石原産業が石原テクノに対しフェロシルトをトン当たり80円で売買する旨の売買契約である。
- 原告石原産業は、平成13年8月から平成17年4月ころにかけて、石原テクノに対し、フェロシルト合計約72万トンを、トン当たり80円で売却し、石原テクノから、5900万円の支払を受けた(乙B115の1ないし9、丙81)。
- 原告石原産業側は執行役員酸化チタン営業本部営業部長が、石原テクノ側は常務取締役K5が締結していた。
- ② 石原テクノと搬出業者との売買契約
- 石原テクノが搬出業者に対しフェロシルトをトン当たり150円で売買する旨の売買契約である。
- 石原テクノは、平成13年8月から平成17年4月ころにかけて、杉本組等の搬出業者に対し、フェロシルト約72万トンをトン当たり

150円で売却した（乙B116の1ないし9）。

③ 原告石原産業と搬出業者の運搬費等に関する契約

原告石原産業が搬出業者に対し、改質加工費等としてトン当たり3000円程度を支払う旨の契約である。

原告石原産業は、平成13年8月から平成17年4月にかけて、山磯、杉木組等の搬出業者や紹介者に対し、上記フェロシルト約72万トンの廃棄料、用途開発費、改質加工費等として、23億2600万円を支払った（乙B117の1ないし12、丙81。）。

被告M4は、フェロシルトの搬出費用について、年度ごとに予算の枠があつたことなどから、上司である四日市工場長の決裁を得ずに、上記①ないし③の各契約の内容を確定し、締結する旨の判断をしていた（丙95）。被告A2は、平成15年4月以降、四日市工場長を務めていたが、原告石原産業から支出されているのはフェロシルトの運搬費用であり、何ら問題ないものだと認識していた（甲4）。

(乙) 石原テクノの関与

原告石原産業と搬出業者との間に石原テクノが入るようになつたのは、被告S3が、M3に対し、平成13年6月に原告石原産業から石原テクノに常務取締役として出向した元管理部長のK5の実績にしてやらうとの指示によって決まったものであった（丙101）。

(9) フェロシルトの搬出後の経緯等（前提事実(8)、(9)〔31頁以下〕参照）

ア 六価クロムの再検査

(ア) 溶出試験実施の依頼

被告S3は、石原ケミカル技術部長のM4に対し、平成13年8月20日、フェロシルトの六価クロム溶出試験を依頼した（丙34、91）。被告S3は、M4に対し、その際、フェロシルトの六価クロム溶出試験は特命であると指示した（丙34、91）。

M4は、被告S3から指示された特命の意味は、フェロシルトの六価クロム溶出試験を実施していること及びその結果を秘密にすることであると理解した（丙34）。

(イ) 結果報告

M4は、平成13年8月下旬、Ijを通りて、被告S3に対し、六価クロム溶出試験の結果について、次のとおり報告した（甲1、丙27、30、34、90、91）。

① 落とし場から採取したフェロシルトから、土壤環境基準値を超える六価クロムは、検出されなかつた。

② 堆積場から採取したフェロシルトから、土壤環境基準値を超える0.5mg/Lから2.0mg/Lの六価クロムが検出された。

(ウ) Ijは、被告S3に上記試験結果を伝えた際、堆積場から採取したフェロシルトから、土壤環境基準値を超える六価クロムが検出されたばかりの落とし場から採取したフェロシルトから六価クロムが微量にしか検出されなかつたことから、土壤環境基準値を超える六価クロムの検出は、フェロシルトの経時的な変化が原因であるのではないかとの意見を述べた（丙30）。

Ijは、フェロシルトをゴルフ場の埋戻材に使用するのはよくないと思ったが、そのことを被告S3に言うと、Ijが石原ケミカルを首になりかねないと思い、言わなかつた（丙27）。

被告S3は、フェロシルトに土壤棄物として高い処分費用を支払って処分すると、フェロシルトを産業廃棄物として高い処分費用を支払って処分する道しか残らず、被告S3自身の責任問題になるとして、フェロシルトの搬出を続行すると判断した（丙91）。

被告S3は、土壤環境基準値を超える六価クロムがフェロシルトに含

有されていることが表沙汰になると、埋立先の地域住民による騒動が起き、行政から目をつけられて、原告石原産業が直ちにフェロシルトの搬出を中止しなければならず、最悪の場合、刑事件に発展することを理解していた（丙94）。

イ 平成13年9月以降の取締役会における報告

(ア) 取締役会

a M2社長は、平成13年9月3日に開催された取締役会において、推進会議の実行チームについて、酸化チタンの生産に酸化チタンの生産に伴い不可避的に発生するアイアンクレー、フェロシルト等の処理コスト（平成13年予算中和石膏工場費用24億円）が急増しており、酸化チタン事業の存続を図る上で、産業廃棄物処理コスト削減、再生資源化対策への対応が極めて重要であることから、四日市工場を中心に対応策の策定を行うと報告した（丙46〔資料8〕）。

b 上記取締役会及び以後の取締役会において、フェロシルトから土壤環境基準値を超える六価クロムが検出されたことが報告されたことはなかった（被告T1）。

(イ) 月次報告会

T1は、被告S3に対し、平成13年9月、同月の四日市工場の月次報告会において、石原ケミカルが報告する予定事項を見せた（丙30）。その際、T1は、被告S3に対し、六価クロムの件は報告事項にしませんがよろしいですねと言ったところ、被告S3はそれでいいと言った（丙30）。

平成13年9月以降の四日市工場の月次報告会において、フェロシルトに土壤環境基準値を超える六価クロムが含まれていることが報告されたことはなかった（乙B9～11、被告T1）。

ウ 加茂カントリーカラブにおける六価クロムの隠ぺい

(ア) 六価クロムの検出

加茂カントリーカラブ付近の住民及び自治体が、平成13年10月、原告石原産業が産業廃棄物を加茂カントリーカラブに運び込んでいるではないかと指摘するようになつた（丙35）。

平成13年10月26日に採取されたフェロシリトについて、外部機関（財団法人日本品質保証機構関西支部）による検査が実施された（丙36）。その結果、土壤環境基準値を超える0.19mgの六価クロムが検出された（丙36, 91）。

(イ) 隠ぺい工作の実施

被告S3は、平成13年11月上旬、検査結果の報告を受け、フェロシリト社長の発案により、六価クロムが検出された原因はフェロシリトではなく、一緒に埋められた再生碎石（コンクリート砂利）であると説明することにした（丙35, 91）。

環境保安部のM3及びH2は、被告S3の指示を受け、三重県環境事業団の職員とともに、同年12月19日、加茂カントリーカラブに赴き、同職員が再生碎石を探取するのに立ち会つた（丙35）。

M3とH2は、上記職員が探取した再生碎石を預かつた上、四日市工場に戻つた。M3とH2は、上記再生碎石に、環境保安部環境課が準備した2クロム酸カリウムをかけ、その後、六価クロムを含むセメントの粉やコンクリートの粉をかけた（丙35）。

M3とH2は、翌日、三重県環境事業団に、上記再生碎石を持ち込み、検査してもらつた（丙35）。その結果、上記再生碎石から土壤環境基準値以上の六価クロムが検出された（丙35）。

この結果、土壤環境基準値を超える六価クロムが検出されたのは、再生碎石が原因であるとされ、フェロシリトが問題とされるることははなくなつた。

エ 六価クロムの還元実験等

(ア) 平成13年12月の還元実験

被告S3は、石原ケミカルの技術部副部長のM1に対し、平成13年12月、フェロシリト中の六価クロムを還元する実験を内緒で実施するよう指示した（丙33）。

M1は、六価クロムを三価クロムに還元する実験を試みたが、うまくいかず、2.6mg/Lを超える濃度の六価クロムが検出されたなどした（丙33）。M1は、平成13年12月ころ、被告S3、M4、I1に対し、フェロシリトから高濃度の六価クロムが検出されたこと、実用的な六価クロム還元方法が見つかなかつたことを報告した（丙33）。

(イ) 平成14年以降の還元実験

M1は、平成14年以降、被告S3の指示により、再度、六価クロムの還元実験及びフェロシリト内の六価クロムがどのような条件下において増加するかの実験を行つた（丙33）。M1は、還元剤である亜硫酸ナトリウムを使用したが、六価クロムを効率よく還元することはできなかつた（丙33）。

この実験により、落とし場から採取したばかりのフェロシリトからは、六価クロムが出なかつたが、それを温めたり、アルカリ性にしたり、空気と混ぜたりすることによって、短時間で、3ないし5mg/Lという濃度の六価クロムが検出されるおそれがあることが分かつた（丙33）。

(ウ) 開発完了報告

平成14年1月23日付け開発完了報告（以下「開発完了報告」）といふ。)が、次のとおり、石原ケミカル技術部のM4によって起案され、I1の承認を受けた（甲26の4）。

① 開発の名称

フェロシリトの用途開発（低pHフェロシリトの生産試験）

- ② 開発品の生産方法
- 農業用（培土）として利用する場合、現在の pH（8台）では高すぎるので、pHを5.5～6.0にするため、試験検討を行った。
- ラボ試験の結果、液状のフェロシルト（スラリー）に硫酸を添加し、pHを4.5～5.0に調整し、7時間～1日間未反応中和剤を反応させることで、pHを5.5～6.0に調整することが可能であった。
 - 硫酸を用いたラボ試験による中和及びFe2+の酸化試験結果では、磨酸を添加した直後のpHを5.0～5.5に調整することで、目的とするpHのフェロシルトが得られた。
- iii 現場試験
- ラボ試験と同様の方法により、磨酸を使用したpH調節試験を実施した。その結果、液状のフェロシルトのpHを見ながら磨酸を添加し、また、同時に空気を吹き込んでFe2+の酸化を行つた。その結果、pHについてはほぼ1日で安定し、目標値となつたが、Fe2+の酸化については数日を要することがわかつた。
- ③ 試作品の自社評価による性能確認
- pH、水分について満足すべき物性である。
- ④ 品質規格案
- 使用先での評価を待つて決定する。
- オ フェロシルトのリサイクル製品認定
- (ア) 原告石原産業は、三重県の担当者から、平成14年ころ、フェロシルトについて、リサイクル製品認定制度を申請し、確固たる位置づけをした方がよいとの助言を受けた（丙32〔資料1〕）。
- 被告△△は、フェロシルトをリサイクル製品と認定してもらえば、搬出先の地域住民などに対し、いichi、フェロシルトの品質などを説明
- する手間が省け、県のお墨付きがあるから大丈夫だとごまかすことができ、騒動が起きにくくなると考えた（丙94、丙99）。そこで、被告△△は、上記申請の際、担当者に、次のとおりにするよう指示した（丙32、94）。
- フェロシルトの分析数値の一部を改ざんした資料（鉄分、水分）及び実際とは異なる偽りのフェロシルトの生産工程図を添付する。
 - 外部機関による土質検査、溶出検査の試料として提出するフェロシルトによる土質検査、溶出検査の試料として提出するフェロシルトについて、六価クロムが検出されず、かつ、埋め戻し材として適切な品質との結果が得られる物を用意する。
 - リサイクル製品の認可に伴う事前工場査察において、塩素法の磨酸を混入していたにもかかわらず、硫酸法の使用済み硫酸のみを処理する工程を説明する。
- (イ) 上記△△の指示の結果、外部機関によるフェロシルトの検査において、土壌環境基準値を上回る六価クロムが検出されるることはなかった（0.04mg／1）。
- (ウ) 原告石原産業は、平成15年3月25日、三重県に対し、フェロシルトのリサイクル製品認定を申請し、同年9月19日、三重県から、シルト質埋戻材として、リサイクル製品の認定がなされた（乙B118、119）。
- (エ) フェロシルトの生産中止と自主回収等（前提事実[0]〔33頁〕参照）
- ア 六価クロムの検出の公表
- (ア) 岐阜県は、原告石原産業に対し、平成17年5月、岐阜県内に埋設されたフェロシルトから土壤環境基準値を超える六価クロムが検出されたと伝えてきた（甲4）。
- 四日市工場長の被告△△は、フェロシルトから土壤環境基準値を超える六価クロムが検出されることを全く想定していないことから、岐

阜県に対し、フェロシルト以外の埋戻材から六価クロムが検出したのではないかと回答した（甲4）。

(イ) 被告53は、平成17年5月、石原ケミカルの会議室に石原ケミカル技術部の工1、N1、石原ケミカル生産部のY3など（以下、これらの者を併せて「工1ら」という。）を集めた。

被告53は、工1らに対し、フェロシルト中の六価クロムに関する調査した結果、ウラン、トリウムの含有量が分かるデータ、フェロシルトにアイアンクレーを混入している事実が分かるような書類をすべて廃棄するようにと指示し、工1らは、上記文書やデータを廃棄した（丙27、33）。

原告石原産業の管理部情報システムの担当者は、平成17年5月、被告53の指示を受けて、石原ケミカルのパソコンのハードディスクを全部交換した（丙27）。

(ウ) 被告53は、石原ケミカル技術部のN1に対し、平成17年5月、六価クロムの検出されないフェロシルトを用意するよう指示した（丙33）。N1は、フェロシルトと見た目が似ているフェロフィックスAという商品を用意し、これを行政機関に提出した（丙33）。

被告53以外の原告石原産業の取締役は、平成17年9月ころ、三重県フェロシルト問題検討委員会から指摘を受け、フェロシルトと偽つてフェロフィックスAを行政機関に提出していたことを知った（甲4）。

(エ) 岐阜県は、平成17年6月、同県内に埋設されたフェロシルトから、土壤環境基準値を上回る六価クロムが検出されたことを発表し、原告石原産業に対し、全量撤去を要請した（丙3〔資料4〕）。

また、三重県も、同月、同県内に埋め立てられたフェロシルトから土壤環境基準値を超える六価クロム及びフッ素が検出されたことを発表した（乙Bア9）。

イ 三重県フェロシルト問題検討委員会による実験

三重県フェロシルト問題検討委員会は、平成17年8月ころ以降、フェロシルトを酸化しやすい条件において六価クロム濃度が変化するかを検討するため、pH条件の違いによる六価クロム濃度の変化、乾燥、湿润による六価クロム濃度の変化、曝露実験を行った（丙1）。

ウ 平成17年1月から同年4月にかけて龜山市辺法寺地区に搬出したフェロシルトの回収

原告石原産業は、遅くとも平成22年1月末までに、次のとおり、11億1403万8641円の費用をかけて、龜山市辺法寺地区に搬出した約2万5530トンのフェロシルトを回収した（甲58、59、弁論の全趣旨）。

(ア) 搬出された上記約2万5530トンの回収量は、3万9035トンとなつた。そのうち直接処分場へ処分されたものと四日市工場へ仮置きとなつたものの内訳は次のとおりである。

a 直接処分場への処分済量 2万2249トン

b 四日市工場へ仮置き量 1万6786トン

(イ) 上記3万9035トンの回収に要した調査費、回収・積込工事費、処理費、復旧工事費、その他の費用は、トン当たり1万337円であった。

(ウ) 上記3万9035トンの回収に要した収集・運搬費用は、直接処分場へ処分するものがトン当たり6350円、四日市工場へ仮置きするものがトン当たり1483円であった。

(エ) 上記3万9035トンの回収に要した上記(イ)及び(ウ)の費用を計算すると、6億8678万4583円となる。

(オ) 四日市工場へ仮置きしたものとの処分費用はトン当たり2万5453円であり、その処分費用は4億2725万4058円となる。

(カ) 上記(エ)及び(オ)の合計額は11億1403万8641円であった。

以上のとおり認めることができる。この認定を動かすに足りる確たる証拠はない。

2 上記認定の事実（前提事実を含む。）と弁論の全趣旨によれば、次のとおり判断することができる。

【甲事件関係】

(1) 爭点(1)（被告53号の責任）について

被告53号は、取締役在中の平成17年1月11日ころから同年4月28日ごろまでの間、フェロシルトの販売を中心すべき義務を負っていたか。

ア 販売中止義務を基礎づける事情

(ア) フェロシルトに関する権限

原告石原産業において、平成17年当時、産業廃棄物の再利用及び再生資源化業務、フェロシルトの開発、生産、管理、搬出等の業務を担当する部署及び取締役についての明確な定めは置かれていなかった。

もとより、被告53号は、平成9年6月27日から平成17年6月29日まで、四日市工場副工場長であった。また、被告53号は、平成9年4月に設置された実行本部の事務局長と産業廃棄物の推進委員（同年6月に本部委員に昇格した。）であった。

そして、被告53号は、平成9年6月からの石膏量増量工事の実施、平成10年9月ころからの新アイアンクレーの試作、平成11年1月からフェロシルトの試験生産、平成13年8月中旬以降平成17年4月までのフェロシルトの搬出先の選択などにおいて、一貫して主要な役割を果たしていた。

したがって、被告53号は、原告石原産業の取締役であった平成9年6月27日から平成11年6月29日及び平成15年6月29日から平成17年6月29日の間、原告石原産業のフェロシルトの開発、生産、管理、搬出の業務を担当する取締役であり、フェロシルトの販売を中止さ

せることが十分に可能であったといえる。

(イ) 被告53号の認識

被告53号は、平成13年8月、次の①ないし③の事実について、報告しないし説明を受けている。

① 環境保安部のM3号から、平成13年8月6日、フェロシルトから土壤環境基準値を超える六価クロム0.07mg/Lが検出されたとの報告があつた。

② 石原ケミカル技術部長のM4号から、石原ケミカルのI1号を通じて、平成13年8月下旬、落とし場から採取したフェロシルトからは微量の六価クロムが検出され、堆積場から採取したフェロシルトからは0.05mg/Lないし2.0mg/Lという土壤環境基準値を大幅に超える六価クロムが検出されたとの試験結果の報告があつた。

③ 石原ケミカル取締役のI1号から、M4号による上記試験結果の報告を受けた際、土壤環境基準値を超える六価クロムが堆積場のフェロシルトから検出されたのは、時間の経過によって、フェロシルトに含まれている三価クロムが酸化し、六価クロムが生成されることによるのではないかとの意見が出された。

そして、被告53号は、上記①ないし③の報告ないし説明を受け、平成13年8月下旬には、フェロシルトから土壤環境基準値を超える六価クロムが検出される可能性が極めて高く、これが発覚すると、原告石原産業が既に搬出したフェロシルトを回収することが必要となり、回収には巨額の費用がかかることを認識していた。

イ 検討

以上によれば、被告53号は、遅くとも平成17年1月の時点では、取締役の善管注意義務として、原告石原産業にフェロシルト回収費用相当額の損害を被らせないよう、原告石原産業が、石原テクノを介してエスエムジ

一に対し、フェロシルトを販売することを中止させる義務を負っていたといふべきである。

にもかわらず、被告S3は、原告石原産業が石原テクノを介してエスマジーに対し、平成17年1月11日ころから同年4月28日ころまでの間、フェロシルト合計約2万5000トンを販売することを中止しなかつたのであり、そこに取締役としての任務懈怠（善管注意義務違反）が認められるることは明らかである。

ウ 被告S3の主張について

被告S3は、平成15年6月に取締役に就任した当時、フェロシルトの生産、販売を中止し、既に販売済みのフェロシルトを回収すべき義務を負っていたのは、被告S3だけではなく、その当時、原告石原産業の取締役であつた者全員であると主張する。

しかし、被告S3以外の原告石原産業の取締役が、フェロシルトの生産、販売を中止すべき義務を負うとしても、そのことによって、被告S3がフェロシルトの販売を中止すべき義務を免れることにはならない。したがつて、被告S3の上記主張は失当である。

(2) 爭点(2)（損害との相当因果関係）について

前記(1)の義務違反行為と原告石原産業にフェロシルト回収費用等1億403万円の損害が発生したこととの間に相当因果関係があるか。

ア 原告石原産業の損害発生に至る経緯

被告S3が、平成17年1月11日ころから同年4月28日ころまでの間、エスマジーに対するフェロシルトの販売を中止せず、搬出が続けられた。これによつて、上記期間中、原告石原産業から三重県龜山市辺法寺地区に対して、フェロシルト約2万553トンが搬出され、埋設された。

原告石原産業は、平成17年6月、三重県から、フェロシルトに土壤環境基準値を超える六価クロムなどが含まれていることを理由として、回収

命令を受けた。これにより、原告石原産業は、上記約2万5530トンのフェロシルトについて、遅くとも平成22年12月末までに、11億1403万8641円の費用をかけて回収した。

イ 結論

以上によれば、被告S3が、平成17年1月11日ころから同年4月28日ころまでの間、フェロシルトの販売を中止させず、搬出を継続したことと、原告石原産業にフェロシルトの回収費用相当額11億1403万円の損害が生じたこととの間には相当因果関係がある。よつて、被告S3は、原告石原産業に対し、11億1403万8641円の内金10億円の損害を賠償すべき義務を負う。

【乙 事件関係】

(1) 爭点(1)（被告S3の責任）について

ア 被告S3は、新アイアンクレーの試作を開始した平成10年9月当時から取締役をいったん退任する平成11年6月29日当時（その間、フェロシルトの生産が開始され、蓄積されていた），新アイアンクレーやフェロシルトに有害な六価クロムが含まれることを認識したか（これを前提として、被告S3は、フェロシルトの商品としての開発、生産を中止し、フェロシルトを産業廃棄物であるアイアンクレーとして処分すべき義務を負うか。）。

イ 開発生産中止等の義務を基礎づける事情

a 六価クロムの認識可能性の前提となるフェロシルトの品質を調査すべき義務

(a) 被告S3のフェロシルトに関する権限
被告S3は、前記(1)ア(ア)（127頁）のとおり、平成9年6月27日から平成11年6月29日までの間、フェロシルトの開発、生産を担当する取締役であった。

(b) 品質検査の実施の必要

フェロシリートは、中部国際空港事業の海上埋立用土砂として搬出することを目的として、平成10年9月ころから開発され、平成11年1月以降、試験生産がされており、産業廃棄物として処分されることは想定されていなかつた。

したがつて、フェロシリートの開発は、QMS及びそれを具体化した石原ケミカルの運営要領に沿つて行われることが必要であり、六価クロムの溶出試験などフェロシリートの品質を確保するための検査の実施が要求されていたといえる。

(c) 六価クロム溶出試験の実施が可能であったこと

石原ケミカルの技術部長のM4は、被告S3に依頼され、平成13年8月下旬、フェロシリートの六価クロム溶出試験を実施し、フェロシリートから土壤環境基準値を超える六価クロムを検出した。

また、三重県フェロシリート問題検討委員会は、平成17年9月ころ、フェロシリートの六価クロム濃度の変化を調べるため、①pH条件の違いによる六価クロム濃度の変化、②乾燥、湿润による六価クロム濃度の変化、③曝露実験等を実施した。三重県フェロシリート問題検討委員会が実施した上記①ないし③の各実験は、化学の専門家としての通常の知見があれば実施可能なものであり、特殊な用具、機械を必要とするものではなかつた。

したがつて、被告S3が、平成10年9月ころから平成11年6月までの間、石原ケミカル技術部の援助を受けて、フェロシリートの六価クロム溶出試験を実施することは可能であつた。

(d) フェロシリートの品質調査義務

以上によれば、被告S3は、平成10年9月から平成11年6月までの間、新アイアンクレーラー又はフェロシリートについて、六価クロ

ム溶出試験を含む品質検査を実施し、品質を調査する義務を負つて

いたというべきである。

もつとも、平成11年3月30日に採取されたフェロシルトについて、六価クロム溶出試験を含む品質検査が実施されている（同試験においては、土壤環境基準値を超える六価クロムは検出されなかつた。）。

したがって、被告S3は、フェロシルトについて、六価クロム溶出試験を含む品質検査を実施したから、上記義務に違反したことにはならない。また、上記検査の結果、フェロシルトから土壤環境基準値を超える六価クロムは検出されなかつたというのであるから、被告S3が、当時、新アイアンクレーやフェロシルトに有害な六価クロムが土壤環境基準値を超えて含まれることを認識し得たということもできない。

b 産業廃棄物の認識

新アイアンクレーやフェロシルトは、平成10年9月から平成11年6月までの間、産業廃棄物として処分していたアイアンクレーの一部である硫酸法の磷酸の沈殿物をフィルタープレスで擰るという生産方法によって試作、試験生産がされていた。そして、新アイアンクレーやフェロシルトは、平成10年9月以降、路盤材等様々な用途に使用することが検討されたが、平成11年6月までに具体的な用途や販売先が決まつていなかつた。

他方、フェロシルトについては、平成10年9月から平成11年6月の当時、品質検査、土質検査、施工管理試験などが実施され、路盤材などの用途による使用が可能かどうかを開発している段階にあつた。確かに、フェロシルトは、平成11年5月の施工管理試験により、路盤材に適さないとの結果が出た。しかし、石原ケミカルの技術部が、

上記期間、フェロシルトについてどのような用途が考えられるかの意見を関係者に聴取等した過程において、フェロシルトについて全く用途が見当たらないとの意見も出ていなかつたのである。

したがって、被告S3が、平成10年9月から平成11年6月当時、フェロシルトが無価値であり、産業廃棄物であることを認識していたと認めるることはできないし、これを認識し得たといふこともできない。

(1) 檢討

以上によれば、被告S3は、平成10年9月から平成11年6月当時、新AIアンクレー又はフェロシルトに土壤環境基準値を超える六価クロムが含まれること及び新AIアンクレー又はフェロシルトが産業廃棄物であることを認識し、これを認識し得たとはいえない。したがって、被告S3は、原告石原産業の取締役として、フェロシルトを商品として開発、生産することを中止し、産業廃棄物として処分すべき義務を負つていたと認めることはできない。

イ 被告S3は、取締役に在任中の平成15年6月27日から平成17年6月29日までの間、フェロシルトの搬出を中止する義務を負っていたか。

(ア) 搬出中止義務を基礎づける事情

a 被告S3のフェロシルトに関する権限

被告S3は、前記1)ア(1)27頁)のとおり、平成9年6月27日から平成11年6月29日までの間、及び、平成15年6月27日から平成17年6月29日までの間、フェロシルトの生産、管理、搬出を担当する取締役であった。しかも、被告S3は、平成9年6月から平成17年6月までの間、四日市工場副工場長であった。

被告S3が、平成11年6月に取締役を退任したのは、執行役員制度の導入という機構改革によるものであり、被告S3は、取締役を退任し常務執行役員となつた後も、フェロシルトの開発、生産、管理、

搬出において一貫して主要な役割を果たしており、その業務内容と事実上の権限は、原告石原産業の取締役であつた期間と常務執行役員であつた期間とで異なるところはない。したがって、被告S3は、常務執行役員であつた期間も含めて、フェロシルトの搬出を中止させることが及び石原物流等をしてフェロシルトを回収することが十分に可能であつたといえる。

b 被告S3の認識

被告S3は、前記1)ア(1)28頁)のとおり、平成13年8月下旬には、フェロシルトに土壤環境基準値を超える六価クロムが含まれていることを認識しており、これが発覚した場合、原告石原産業が、既に搬出したフェロシルトを回収することが必要となり、巨額の回収費用がかかることを承知していた。

(イ) 搬出中止義務

以上によれば、被告S3は、平成13年8月下旬の時点では、四日市工場副工場長として、フェロシルトの搬出を中止させ、既に搬出済みのフェロシルトを回収する義務を負っていたといふべきである。そして、上記注意義務は、被告S3が、平成15年6月27日に取締役に就任したことにより、取締役の善管注意義務の一内容を構成するようになつたが、その負うべき注意義務の内容に変わりはないといふべきである。

しかるに、被告S3は、原告石原産業が、平成13年8月17日から、加茂カントリークラブへのフェロシルトの搬出を開始していたのに、その搬出を中止させず、上記注意義務に違反して、平成17年4月28日ころまで搬出させ続けた。

(ウ) 検討

以上によれば、被告S3は、平成15年6月27日に取締役に再就任した時点において、既に搬出済みのフェロシルトを回収する義務を負つ

ていたとともに、同日から平成17年6月29日までの間、フェロシリートの搬出を中止させる義務を負っていたというべきである。にもかかわらず、被告S3は、既に搬出したフェロシリートを回収せず、フェロシリートの搬出を中止させることもしなかったのであり、そこに取締役としての任務解怠（善意注意義務違反）が認められるることは明らかである。

(2) 爭点(2)（損害との相当因果関係について）

前記(1)にかかる各義務違反行為と原告石原産業に回収費用等489億円の損害が発生したこととの間に相当因果関係があるか。

ア 原告石原産業の損害発生に至る経緯

原告石原産業は、平成13年8月17日から平成17年4月28日までの間、合計約72万トンを搬出し続け、これらは三重県や岐阜県等に埋設されたままにされた。このような事態となったのは、被告S3がフェロシリートの搬出を中止せず、既に搬出済みのフェロシリートを回収しなかつたことによる。

原告石原産業は、平成17年6月、岐阜県及び三重県からフェロシリートの回収を命令され、上記72万トンのフェロシリートを含む約180万トンの土壤を回収することを余儀なくされた。原告石原産業は、遅くとも平成2年12月末までに、上記約180万トンのうち約160万トンの土壤を回収し、それに485億8400万円もの回収費用等を要した。

イ 結論

以上によれば、被告S3が、平成15年6月以降、フェロシリートの搬出を中止せず、既に搬出済みのフェロシリートの回収をしなかったこと、原告石原産業にフェロシリートの回収費用相当額485億8400万円の損害が生じたこととの間には相当因果関係がある。

もつとも、上記損害額には、甲事件に関する回収費用11億1403万8641円も含まれている。したがって、被告S3は、原告石原産業に対

し、上記485億8400万円から甲事件において認容された10億円を差し引いた475億8400万円の損害を賠すべき義務を負う。

【丙事件関係】

(1) 爭点(1)（フェロシリートの開発、生産、管理、搬出に関与した者～工場長であつた取締役〔02、被告T1、被告A2〕の責任）について

ア 02、被告T1、被告A2は、四日市工場長を務めていた当時、フェロシリートの開発、生産、管理、搬出に関する担当取締役であったか。

(ア) 四日市工場長の地位、権限

まず、四日市工場長の地位、権限についてみる。

原告石原産業の各責任者の職責を定めた業務規程（75頁）によれば、工場長は、工場における最高責任者として部下を統括するものとされ、副工場長は、工場長を補佐するものとされていた。したがって、四日市工場長は、副工場長を指揮監督する関係にあつたといえる。

(イ) 産業廃棄物の再利用及び再資源化業務の職務分掌

次に、原告石原産業において、平成9年以後の、産業廃棄物の再利用及び再資源化業務の職務分掌について検討する。

原告石原産業の各業務機構の分掌事項を定める業務分掌細則（74頁）は、平成9年当時、産業廃棄物の再利用及び再資源化業務を担う部署について、明確に定めていなかった。

もつとも、四日市事業所で生産される酸化チタンの産業廃棄物の再利用及び再資源化業務の職務分掌について検討する。

原告石原産業の各業務機構の分掌事項を定める業務分掌細則によれば、四日市事業所は四日市関係会社（石原ケミカルを含む。）の効率的な運営管理を行うとされていた。そうすると、四日市事業所で生産される酸化チタンの産業廃棄物の再利用及び再資源化の業務は、平成9年当時、原告石原産業における組織の中で、四日市事業所、特に四日市工場と関連

が深かったといえる。

また、実際にも、産業廃棄物の再利用及び再資源化の業務は、遅くとも平成 9 年 6 月以降、一貫して四日市工場副工場長である被告 S3 によって遂行されていた。しかも、実行本部が、平成 11 年 1 月に解散された後、産業廃棄物の再利用及び再資源化業務は、四日市工場内に設置された生産構造再構築推進室が担うことになったのである。

したがって、原告石原産業における産業廃棄物の再利用及び再資源化業務は、平成 9 年以降、四日市工場に分掌されていたといえる。

(ウ) 産業廃棄物の再利用及び再資源化業務における四日市工場長の権限

以上のとおり、四日市工場が産業廃棄物の再利用及び再資源化の業務を分掌するものであった。もっとも、前記1ア(ア)（127頁）のとおり、四日市工場副工場長である被告 S3 がフェロシルトの開発、生産、管理、搬出について主要な役割を果たしていた。そこで、被告 S3 だけでなく、その間四日市工場であつた各被告もフェロシルトの開発、生産、管理、搬出を担当する取締役であったのか、被告 S3 が取締役でなく常務執行役員であつた期間（平成 11 年 6 月～平成 15 年 6 月），原告石原産業においてフェロシルトの開発等を担当する取締役が不在であったのかについて、以下、検討する。

a ② ② は、平成 9 年 6 月 27 日から平成 11 年 6 月 29 日までの間、

四日市工場工場長を務めていた。被告 S3 は、上記期間中、原告石原産業の取締役であった。

② ま、平成 9 年 6 月以降、四日市工場において実施された産業廃棄物の再利用及び再資源化業務のうち、平成 10 年 1 月に実施された新アイアンクレーの商標登録に関する会議に出席している。上記会議は、中部国際空港株式会社が、新アイアンクレーが産業廃棄物であ

ることを理由に海上埋立用土砂としての受入れを断つてきたことを契機として開催されたものであった。② ② のほかに上記会議に出席したのは、副工場長の被告 S3、工場次長の被告 T1、N1 であり、いずれも新環境保安部の M3、石原ケミカルの T1、N1 である。新アイアンクレーの開発に従事してきた者であった。上記会議の結果、新アイアンクレーに商品名を付け、これを商標登録するという方向性が決まった。したがって、上記会議は、新アイアンクレーの開発において重要な意味を持つ決定がされた会議であったといえる。② ② は、このようないくつかの開発にとつて重要な会議にも出席していた。

また、酸化チタンの生産から生じる産業廃棄物（アイアンクレー）の再利用及び再資源化は、平成 9 年 4 月に設置された実行本部の再構築計画の 1 つに挙げられるなど、原告石原産業において、赤字決算を解消する重要な方策の 1 つとして認識されていた。したがって、上下関係にある複数の取締役が、産業廃棄物の再利用及び再資源化業務を担当するというのも十分に考えられるところである。以上によれば、四日市工場長である② ② は、副工場長である被告 S3 を監督するという立場から、産業廃棄物の再利用及び再資源化業務の一環として実施されたフェロシルトの開発、生産を担当する取締役であったと認めるのが相当である。

b 被告 T1

被告 T1 は、平成 11 年 6 月 29 日から平成 15 年 3 月 31 日までの間、四日市工場長を務めていた。被告 S3 は、上記期間中は取締役ではなく常務執行役員であったが、前記【乙事件関係】(1)イア a (1 33 頁) のとおり、四日市工場副工場長として、フェロシルトの開発、生産、管理において主要な役割を果たしていた。

もつとも、被告 T₁ は、平成11年12月10日の取締役会において、新4か年中期経営計画の実施状況に関する被告 F₂（財務本部長兼管理本部長）による報告に際し、被告 S₃だけではなく被告 T₁もフェロシルトの生産販売の担当責任者であることが確認されたが、これに異議を述べることはなかった。また、被告 T₁ は、中部国際空港株式会社に対し、平成13年7月、四日市工場長として、フェロシルトを植栽用土砂としての採用を期待する旨の書簡を出し、平成13年8月6日午後の推進会議において、被告 S₃による説明よりも先立つて、フェロシルトの搬出時期が遅れることを説明するなど、フェロシルトの開発、生産業務を担う立場に立って行動していたといえる。

以上によれば、被告 T₁ は、四日市工場長であった期間中、被告 A₂が職制上、取締役ではなく常務執行役員であったから、原告石原産業においてフェロシルトの開発、生産、管理、搬出を担当するただ1人の取締役であったということができる。

c 被告 A₂

被告 A₂は、平成15年4月1日から平成19年6月28日までの間、四日市工場工場長を務めていた。被告 S₃は、そのうち平成15年6月から平成17年6月までの間、取締役を務めており、前記(1)ア(ア) (127頁)のとおり、フェロシルトの開発、生産、管理、搬出の業務を担当する取締役であった。

もつとも、産業廃棄物の再利用及び再資源化は、被告 A₂が四日市工場長であった期間も、原告石原産業において重要な役割を担っていたこと変わりはなかった。したがって、産業廃棄物の再利用及び再資源化業務に関して、D₂ が四日市工場長であったときと同様、上下関係にある被告 A₂と被告 S₃の2名が担当取締役であると考えても不自然ではない。

以上によれば、被告 A₂は、工場長として、副工場長である被告 S₃を監督するという立場から、産業廃棄物の再利用及び再資源化業務の一環として実施されていたフェロシルトの開発、生産を担当する取締役であったと認めるのが相當である。

- (a) 被告 D₃ ら、被告 T₁ 及び被告 A₂の主張について
- 被告 D₃ ら、被告 T₁ 及び被告 A₂は、フェロシルトの開発、生産、管理、搬出については、被告 S₃が、当時の社長（被告 A₁あるいは M₂）の特命を受けて、石原ケミカルなどを使用して専管事項として独力で取り組んだもので、通常の指揮系統及び四日市工場長の担当から外れており、四日市工場長が副工場長である被告 S₃を監督する立場になかつたと主張する。
- しかし、D₂ 及び被告 T₁ は、四日市工場長として、新アイアンクレーの商品化やフェロシルトの搬出という重要な局面において討議に参加したり、副工場長である被告 S₃に先だって他の取締役に説明をするなどしていたのであって、副工場長である被告 S₃を監督する立場にある者としての行動に出ている。
- しかも、フェロシルトの開発、生産、管理、搬出に関する業務は、産業廃棄物の再利用及び再資源化の一環であり、かねてから原告石原産業の赤字決算を解消する方策として重要なものであると認識されていた。そして、産業廃棄物の再利用及び再資源化の業務は、一番関わりの深い四日市工場が取り扱うものとされていたのである。被告 D₃ ら、被告 T₁ 及び被告 A₂の主張によれば、このように四日市工場が分掌する重要な業務の担当から四日市工場長は除外されていたということになるが、敢えて四日市工場長を除外し、社長と被告 S₃だけがフェロシルトについて取り扱わなければならぬ合理的な理由は見当たらない。また、被告 D₃ ら、被告 T₁ 及び被告 A₂の主張によれば、被告 T₁ が四日

市工場長であったときには、被告 S3 は取締役ではなかったから、フェロシルトの開発等を担当する取締役が不在であるか又は M2 社長のみであつたということになるが、産業廃棄物の再利用及び再資源化業務を分掌する取締役が誰もいない（M2 社長のみである）というのではなく自然な事態である。

確かに、四日市工場においては、工場長が技術系のときは事務系の副工場長が補佐し、四日市工場長が事務系のときは技術系の副工場長が補佐するという人事が長年にわたってされていた。そのため、事務系の工場長は、技術系の分野について副工場長に対し、事实上、任せきりにする状態が長年続いていた。しかし、このような状態は、工場長が最高責任者として部下を統括する立場になかつたとする被告 D3 ら、被告 T1 及び被告 A2 の主張は採用できない。）

したがって、フェロシルトの開発、生産、管理、搬出が、通常の指揮系統及び四日市工場長の担当から外れており、四日市工場長が副工場長である被告 S3 を指揮監督する立場になかつたとする被告 D3 ら、被告 T1 及び被告 A2 の主張は採用できない。

イ D2、被告 T1、被告 A2 が四日市工場長を務めていた当時、QMS のもとで、フェロシルトの開発、生産、管理、搬出がなされていたか。

フェロシルトについて、QMS に従った運用がなされていたかを検討する。

(ア) QMS の内容

QMS（石原ケミカルの運営要領を含む。）によれば、新銘柄の開発は、① 開発計画書の作成及び承認、② サンプル試作、③ ユーザー評価、④ 企業化検討（現場試作等）、⑤ ユーザー評価、⑥ 上市手続（開発完了報告等）の順序による。また、QMS によれば、銘柄として確立した一定範囲の特性を持つものとして生産された製品が搬出される。

(イ) 実際に実施された作業とその評価

a 開発計画書の作成及び承認
開発計画書 a（フェロシルトの開発）及び開発計画書 b（フェロシリートの用途開発）が、平成 10 年 9 月 20 日付けで運営要領の定めに従つて作成され、いずれも石原ケミカル生産技術統括部長の被告 S3 の承認を受けた。これは前記ア①の「開発計画書の作成及び承認」に当たる。

b サンプル試作
被告 S3 は、T1 に対し、平成 10 年 9 月ころ、新アイアンクレーブの試作をさせており、これは前記ア②の「サンプル試作（ラボサンプル）」であった。

c 企業化検討
フェロシルトは、平成 11 年 1 月 4 日から、四日市工場において、生産が開始されたが、これは同月 29 日の取締役会で説明されたところ、試験生産であった。したがって、四日市工場における同月 4 日以降のフェロシルトの生産は、前記ア④の「現場試作による企業化検討」の一環であったといえる。

そして、平成 10 年 10 月の路盤材としての土質試験、平成 11 年 5 月の施工管理試験、同年 6 月に刃金土としての土質試験、同年 7 月に角礁材への利用試験等は、開発計画書 b に基づく用途開発に関する試験に当たる。

もつとも、フェロシルトは、平成 11 年 5 月の施工管理試験によつて、路盤材に使用することが難しい泥状態のものであると判定された。したがって、平成 11 年 5 月当時のフェロシルトは、路盤材としては不適当とされたから、その品質を改良するか、場合によつては路盤材の使用を断念すべきであった。

d ユーザー評価
石原ケミカル、四日市工場の生産構造再構築推進室は、平成10年9月以降、新アイアンクレー又はフェロシリートについて、中部国際空港株式会社に対し海上埋立用土砂として、農業用培土の生産メーカーに対し農業用培土として、セメントメーカーに対しセメント材料としての使用を打診し、フェロシリートのサンプルを送付するなどしております。これは前記ア⑤の「ユーザー評価」に当たる。

もっとも、中部国際空港株式会社は、平成13年4月下旬、フェロシリートの受入れを断つてきた。また、石原ケミカル、生産構造改革推進室がフェロシリートの使用を打診したセメントメーカーや培土メーカーのいづれからも、平成13年4月下旬当時、フェロシリートを受け入れるとの回答を得たことはなかった。したがって、フェロシリートは、平成13年4月下旬当時、前記ア⑤の「ユーザー評価」において肯定的な評価を得たことがなかつたといえる。

e 本件新規搬出先について
被告33、M33らは、平成13年4月下旬に中部国際空港株式会社からフェロシリートの受入れを断られてから、再度、フェロシリートの受入先を探し始めた。しかし、その実質は、フェロシリートを産業廃棄物として処分すると多額の処理費用がかかることから、その処分先を探していたというもので、その条件も窪地の穴埋めであること、民家等の近くを避けることなどといったものであった。これは、顧客の期待及び品質要求を満足し、使用目的に適う製品を開発するというQMSの本件基本方針とは全く相容れないものであり、およそ前記ア③ないし⑤のユーザー評価（フェロシリートの開発）に向けた作業等と評価することはできない。

f 開発完了報告a及びb

d 開発完了報告a（100頁）が平成12年4月30日付で、開発完了報告b（122頁）が平成14年1月23日付で作成され、いずれも被告33、J1の承認を得ている。そこで、フェロシリートの開発において、開発を完了したことが検討する。

開発完了報告aは、酸化鉄含有量3.5%以上のフェロシリートの開発という目的について、石膏の粗大化や回収率が高い場合には酸化鉄含有量が3.5%以上になることが確認されたとするのみで、特定の顧客が特定の用途で使用することを目的とする開発ではない。これは、顧客の使用目的に適う製品を開発するというQMSの本件基本方針からすると、その書式に沿った開発計画書が作成されているものの、真実QMS上の開発に該当するのか甚だ疑わしい。

また、開発完了報告bは、フェロシリートを農業用として利用する場合にpHを5.5～6.0にするための試験検討を行い、品質規格については使用先での評価を待つて決定するとしたのみで、品質規格を定めるには至っていない。これもまた、顧客の使用目的に適う製品を開発し、顧客との間の品質協定規格を遵守するというQMSの本件基本方針に沿うものとはいはず、その書式に沿つて作成されているものの、その内容としてはQMSにおける開発完了報告と評価することができない。

(ワ) 結論
以上によれば、フェロシリートに関する開発は、中部国際空港株式会社からフェロシリートの受入れが断られた平成13年4月下旬までは、一応QMSに沿うものであった。しかし、平成13年4月下旬以後、本件新規搬出先との関係においては、QMSの手続は全く履践されていなかつたといふほかない。

また、フェロシリートについて、QMSに沿つて開発を完了したこと

は一度もなく、フェロシルトは、開発を完了していない試験生産の状態のまま、平成11年1月から平成17年4月から生産が続けられたのである。すなわち、遅くとも中部国際空港株式会社からフェロシルトの受入れが断られた平成13年4月下旬以降は、顧客の使用目的に適う製品を開発するというQMSの本件基本方針は全く遵守されていなかつたと評価できる。

ウ D2、被告T1、被告A2は、四日市工場長を務めていた当時、フェロシルトがQMSのもとで、開発、生産、管理、搬出がされていると信じたことには過失があつたか。

(ア) D2

D2が四日市工場長であったのは、平成9年6月から平成11年6月までである。この間のフェロシルトの開発、生産は、前記1イ(イ)(14頁)のとおり、QMSに沿うものであつた。

したがって、D2が、フェロシルトの開発がQMSに沿つてされていたと信じたことは何ら問題とならない。

(イ) 被告T1

a QMSについて

被告T1が、四日市工場長であったのは平成11年6月から平成15年3月までであった。フェロシルトの開発、生産は、平成13年4月下旬以降、前記1イ(イ)(144頁)のとおり、QMSの手続が履践されずに行われた。そして、平成13年8月中旬からの本件新規搬出先へのフェロシルトの搬出も同様に、QMSに沿うものではなかつた。

b QMSに関する調査、確認義務

四日市工場長は、平成12年6月の機構改革以降、四日市事業所長に代わって、四日市工場の品質体制の最高責任者となつた。したがつて、四日市工場長は、平成12年6月以降、フェロシルトの開発、生

産、管理、搬出について、QMSが実施されているかを調査、確認すべき義務を負うというべきである。

もつとも、原告石原産業においては、QMSの内容が適切か、それが遵守されているか、内部監査が適切か等について、平成7年以降、年1回、外部機関（JIA-QAセンター）による審査が実施され、指摘された事項については正措置がとられていた。その限りにおいては、QMSがその機能を果たしているかのような外観を呈していた。加えて、四日市工場においては、酸化チタンだけではなく、機能材料、農薬等の製品も生産されており、四日市工場長が所管する事務も多岐にわたる。そのため、四日市工場長は、品質保証業務の統括者として品質保証室長を指名し、品質体制が品質方針及びISO9001に従って実施されることに関する権限を付与していたのである。

したがつて、四日市工場長が品質体制の最高責任者であるからといって、四日市工場内で生産されるすべての製品の開発から搬出に至るまでについて、QMSが実施されているかを一から精査することまで求めるのは些か酷な兼いがある。

このような事情を考慮するならば、四日市工場長は、平成12年6月以降年2回の品質保証室長の報告、月1回の品質保証委員会における報告等により、フェロシルトがQMSに沿つて開発、生産、管理がされていないことを疑わせる事情を認識しない限り、フェロシルトの開発、生産、管理、搬出がQMSに沿つているかを逐一調査、確認すべき義務までは負うものではないといふべきである。

c 被告T1の認識した事情

被告T1が、四日市工場長であった当時、フェロシルトに関して認識していた事情は、次のとおりであった。

① 被告T1は、平成10年12月の取締役会における実行本部事務

- 局長兼本部委員の被告 S3 の報告を聞いて、フェロシルトが中部国際空港事業の海上埋立用土砂として使用されることにはほぼ確定したと思っていた。
- ② 被告 T1 は、平成 11 年 1 月以降同年 11 月までの取締役会において、フェロシルトについて、実行本部が地力増進材、弁柄増量材、遮水材、植栽コンクリート、培養土、魚礁材等の用途を検討しているとの報告を受けていた。
- ③ 被告 T1 は、平成 13 年 4 月 27 日取締役会において、同年 9 月からの中部国際空港へのフェロシルトの搬出が確定したとの報告を聞いた。
- ④ 被告 T1 は、平成 13 年 5 月上旬、中部国際空港株式会社から、フェロシルトの強度に問題があることなどから、海上埋立用土砂としての受入れを断られたことを知った。被告 T1 は、同じころ、中部国際空港事業の海上埋立材に代わる有効利用の検討が進められており、フェロシルトを愛知県瀬戸地区のケイ石採掘跡の埋立材として使用することが検討されていることを知った。
- ⑤ 被告 T1 は、平成 13 年 5 月、原告石原産業が、フェロシルトについて三重県と共同で特許出願をすることを知った。
- ⑥ 被告 T1 は、被告 S3 から、遅くとも平成 13 年 8 月 6 日までには、中部国際空港に代わる本件新規搬出先（ゴルフ場の整地用、石材採掘跡の埋立用、ゴルフ場調整池埋立用、茶畑造成用など）が見つかったという報告を受けた。
- ⑦ 被告 T1 が四日市工場長であった間、四日市工場の早朝ミーティング、月次報告会、品質保証委員会、環境審議会、環境監査において、フェロシルトの開発、生産について、QMS が実施されていないことを疑わせるような報告がされたことはなかった。

- ⑧ 原告石原産業は、平成 14 年 5 月以降、三重県との共同研究を実施した
ルトに関する特許を出願し、また、三重県との共同研究を実施した。
d 検討

被告 T1 は、平成 13 年 5 月上旬、中部国際空港株式会社から、フェロシルトの品質に問題があることから受入れを断られたと聞いたのであるから、この時点ではフェロシルトが海上埋立用の土砂として適さないことを認識することができた。

そして、被告 T1 は、被告 S3 から中部国際空港事業に代わる搬出先の検討が開始されてから約 3か月後に、海上埋立用と類似した用途であるゴルフ場の整地や石材採掘跡の埋立てなど主に埋立用に使用する旨の本件新規搬出計画の報告を受けたといでのである。被告 T1 は、海上埋立用としての使用を断られたフェロシルトについて、わずか 3か月のうちに同じく埋立材としての品質を備えるような開発を完了することができたのか疑問を抱いて然るべきであった。

また、被告 T1 は、フェロシルトについて、平成 11 年 1 月以降の取締役会において、培養土としての用途の検討がされているとの報告も聞いていたが、以降、被告 S3 から本件新規搬出計画の報告を受けたまでの間、培養土としてフェロシルトを受け入れた業者がいたとの報告を聞いたことはなかった。被告 T1 としては、フェロシルトについて、わずか 3か月のうちに茶畑造成用としての品質を備えるような開発を完了することができたのか、やはり疑問を抱くべきであった。

しかも、被告 T1 は、平成 13 年 4 月 27 日取締役会において、中部国際空港への搬出が確定したとの報告を受けていたのに、同年 5 月上旬には、フェロシルトの品質の問題から中部国際空港株式会社から受入れを断られたことを知った。QMS の手順からすれば、搬出が確定したという以上、それまでに中部国際空港株式会社からフェロシル

トの品質に問題がないとの回答を得ていたはずである。にもかかわらず、その後になって、品質の問題を理由に受入れを断られたといふことは、フェロシルトの開発に当たり、本当にQMSが実施されていたのか大いに疑わせる事情であったといえる。

しかも、被告T1は、その後、平成13年8月6日午後の推進会議において、その時点では原告石原産業が中部国際空港株式会社から海上埋立用土砂としてのフェロシルトの受入れをその品質に問題があることを理由に断られたことを知っていたのに、そのような説明を避け、敢えて、中部国際空港建設工事の事業時期の変更により当初の見通しどおりにいかなくなつたという虚偽の説明を行うなど不可解な行動に出ている。

これら的事情に照らすならば、被告T1は、平成13年8月6日までに本件新規搬出計画を知った際、石材採掘跡埋立材、ゴルフ場整地用、ゴルフ場調整池埋立用、茶畑造成用としての開発がQMSに沿つて完了したのかを調査、確認すべき義務を負っていたといふべきである。にもかかわらず、被告T1が、本件新規搬出計画についてQMSが実施されていると信じ、石材採掘跡埋立材、ゴルフ場整地用、ゴルフ場調整池埋立用及び茶畑造成用としての開発がQMSに沿つて完了したかを調査、確認しなかつたことには過失があつたといふべきである。

(4) 被告A2

a QMSについて

被告A2は、平成15年4月から平成19年6月までの間、四日市工場長を務めていた。そして、前記(1)イ(4)（144頁）のとおり、平成13年4月下旬以降のフェロシルトの開発、生産や平成13年8月中旬からの本件新規搬出先へのフェロシルトの搬出は、いずれもQMSに沿うものではなかつた。

b QMSに関する調査、確認義務

被告A2は、四日市工場長として、被告T1と同様（145頁）、年2回の品質保証室長の報告、月1回の品質保証委員会における報告等により、フェロシルトがQMSに沿つて開発、生産、管理がされていないことを疑わせる事情を認識しない限り、フェロシルトの開発、生産、管理、搬出がQMSに沿っているかを逐一調査、確認すべき義務までは負うものではないといふべきである。

c 被告A2の認識した事情

被告A2が、四日市工場長であった当時、フェロシルトに関して認識していた事情は、次のとおりであった。

- ① 被告A2が四日市工場長であった間、四日市工場の早朝ミーティング、月次報告会、品質保証委員会、環境審議会、環境監査において、フェロシルトの開発、生産について、QMSが実施されないことを疑わせるような報告がされたことはなかつた。
- ② 原告石原産業は、平成14年5月以来、三重県と共同でフェロシリトに関する特許を出願し、また、三重県との共同研究を実施した。
- ③ 原告石原産業は、フェロシルトの運搬費用を負担していた。

d 検討

原告石原産業が製造した製品の運搬費用を負担すること自体は、基本的に製品の品質の確保とは関係がないし、QMSの定めに反するものでもない。したがって、被告A2が、原告石原産業がフェロシルトの運搬費用を負担していることを認識していたとしても、フェロシリトの開発、生産、管理、搬出がQMSに沿っていないことを疑わせる事情を認識したとはいえない。

また、被告A2は、四日市工場の早朝ミーティング等、部下から報告を受ける機会が度々あつたが、その際に、フェロシルトの開発、生

産がQMSに沿っていないことを疑わせる旨の報告を受けたことがなかつた。それだけではなく、被告A2は、原告石原産業がフェロシルトに関する特許出願をし、共同研究を実施するなど、あたかもフェロシルトの品質が高いことをうかがわせるような報告を受けていた。したがって、被告A2は、四日市工場長であった間、フェロシルトの開発、生産、管理、搬出がQMSに沿っていないことを認識し得たということはできない。

以上によれば、被告A2は、フェロシルトの開発、生産、管理、搬出がQMSに沿ってされていないことを疑わせる事情を認識しておらず、認識し得た状況にもなかつた。したがって、被告A2は、平成15年4月から平成17年4月までの間、フェロシルトがQMSの運用のもので、生産、管理、搬出がされているかを調査、確認すべき義務を負つていたとはいえるが、フェロシルトがQMSのもとで、開発、生産がされていると信じたことに過失があつたとはいうことはできない。

(エ) 被告T1の主張について

a 被告T1は、四日市工場長であった当時、被告S3が徹底した隠ペイ工作を行った上、三重県との共同研究やリサイクル製品の認定を強調したことなど、工場長にとって不自然な事象は全く現れておらず、フェロシルトがQMSに沿つて開発、生産、管理、搬出されていないことを疑わせる事情を何ら認識していないかったから、これがQMSに沿つて開発、生産、管理、搬出されているかを調査、確認すべき義務を負うことではないと主張する。

b 確かに、QMSは毎年ISOの検査機関のサーベイランスを受け、不完全な部分については指摘を受けて改善され、四日市工場内の品質保証委員会、環境審議会、環境監査委員会、ミーティングや月次報告

会において、フェロシルトの問題点が報告されたことは一度もなかつた。また、被告S3は、平成14年5月以後、三重県と共同でフェロシルトに関する特許を出願し、三重県との共同研究を実施するなど、被告S3が、フェロシルトの品質が優れているかのような点を強調していたことは事実である。このように、被告S3は、フェロシルトの品質に問題があること、すなわち、フェロシルトに土壤環境基準値を超える六価クロムが含まれていることについて数々隠ペイ工作を試みていた。

しかし、被告S3が隠ペイ工作を試みた対象は、主にフェロシルトに土壤環境基準値を超える六価クロムが含有されていることであって、フェロシルトの開発がQMSに沿っていないことにつながる事実ではなかつた。すなわち、被告S3は、被告T1と対し、中部国際空港株式会社からフェロシルトの受入れが断られたのが品質に問題があつたからであるという理由を特に隠そとしないなかつた。そのため、被告T1は、四日市工場管理部を通じて、フェロシルトの受入れが断られた理由を概ね正確に把握していた。その後、被告S3は、被告T1と対し、フェロシルトを埋戻材として使用する旨の本件新規搬出計画を報告した。被告S3が、その際、本件新規搬出先に対応する開発がQMSに沿つて行われたかのような偽装をしたことはうかがわれない。

c このようにして、被告T1は、遅くとも平成13年8月6日までに、前記(2)ウ(i)c①ないし⑥(146頁以下)のとおり、フェロシルトが海上埋立用として長年開発がされ、同年4月下旬には搬出が確定したにもかかわらず、最終的に品質に問題があるとして同年5月上旬までには使用を断られ、そのわずか3か月後に埋立材として搬出する旨の本件新規搬出計画が立てられたという情報を得ていた

のである。そして、QMSの最高責任者の立場にある者として、これら的情報を吟味すれば、フェロシルトの開発がQMSに沿っていないのではないかとの疑いを抱くことは十分に可能であったといえる。すなわち、QMSの本来の手順（22頁以下、92頁以下）からすれば、中部国際空港株式会社と海上埋立用土砂としての品質規格を合意するなどの開発が完了したことから、搬出が確定したはずであるにもかかわらず、搬出の確定した後に品質を理由に受入れを断られたことは、海上埋立用土砂としてのフェロシルトの開発がQMSに沿って実施されていたのが疑いを持つべきであった。また、QMSによれば、本件新規搬出先の用途は海上埋立てとは異なったものであったから、別途、本件新規搬出先の用途に応じた開発が必要となるはずであり、ユーザー評価、四日市工場管理室による経済性やコストの検討等を経る必要があった。にもかかわらず、海上埋立用土砂としての受入れを断られた約3か月後に本件新規搬出先へ搬出する具体的な計画が立てられたことは、本件新規搬出先に応じた開発がQMSに沿って実施されたのかの疑いを抱かせるものであったといえる。

d 確かに、四日市工場内の製品の状況について報告する早朝ミーティング、月次報告会、品質保証委員会において、フェロシルトの品質に問題があるとの報告がされたことがなかったこと（6頁以下）やフェロシルトについて三重県と共同特許出願や共同研究を実施しているという事実（32頁）はフェロシルトの品質に何ら問題がないことをうかがわせる。

しかし、上記事実は、例えば、被告b3が海上埋立てや本件新規搬出先の開発についての虚偽の開発計画書や開発完了報告書を作成して被告T1に提出したなど、開発がQMSに沿って行われたとの認識

を直接抱かせる事実とは異なる。フェロシルトの品質に問題があるとの報告がなかつたことから、フェロシルトの品質に問題がないことが推認され、その事実からQMSに沿つた開発が行われたことがさらに推認されるという間接的なものであり、フェロシルトの開発がQMSに沿っていないのではないかとの上記疑いを払拭するのに十分なものではないといるべきである。

e しかも、被告T1が、上記情報を得ていたにもかかわらず、フェロシルトの開発がQMSに沿っていないのではないかと疑いを抱かなかつたのは、被告T1（事務系）が副工場長の被告S3に技術系の分野であるフェロシルト全般について任せきりにしていたことが大きい。しかし、被告T1が、四日市工場長として広範な職掌事務を有し多忙であったとしても、もとよりQMS及び業務規程で定められた職務を懈怠してよいということにはならない。

f 以上によれば、被告T1は、フェロシルトがQMSに沿って開発等されていないことを疑わせる事情を認識することが十分に可能であつたといべきである。

よって、被告T1の上記主張を採用することはできない。

- (2) 争点(2)（実行本部ないし推進会議の構成員であった者の責任）について
- ア 実行本部の構成員であった取締役（被告A）、被告S1、被告M1、被告Y2、被告K4、被告S1の責任
- フェロシルトの生産開始時の取締役のうち、実行本部の構成員であった者は、フェロシルトの開発、生産について、特に進捗を管理する機関の構成員として、直接の業務執行取締役や実行担当者が立案する計画や報告について、安全性や適法性の面からの社内規程の遵守を含めた調査・確認を行う義務を負っていたか。
- (ア) 実行本部の位置づけ等

- a 実行本部設置の目的と取扱分野
- 原告石原産業は、平成5年3月期から平成9年3月期にかけて赤字決算を出しており、これを解消する方策を実行するために実行本部が設置された。実行本部が実施する再構築計画の項目には、酸化チタンに関するものだけではなく、機能材料や新商品の開発等も含まれていた。
- b 実行本部の組織
- 実行本部は、代表取締役社長の下の副社長のもとに置かれた社長室技術企画本部と四日市工場の双方の下に置かれ、実行本部本体のほか、実行本部事務局、実行本部推進委員会、実行本部支援組織から構成されていた。代表取締役社長の被告A1、副社長であり四日市事業所長の被告S4、もう1人の副社長であり営業部門管掌の被告S6のほか、実行本部委員及び実行本部事務局長は、いずれもも社長室技術企画本部及び四日市工場の関係部門を統括する取締役であった。
- c 実行本部の会議（R会議）
- 実行本部には、代表取締役社長及び副社長を含む実行本部の構成員による会議（R会議）、実行本部委員（実行本部長を含む。）を対象とする実行本部内の会議、実行本部事務局内の会議という3種類の会議があった。実行本部事務局内の会議は頻繁に開催されていたが、実行本部内の会議は不定期、R会議は月1回程度という頻度で開催されていた。
- d 実行本部の位置づけ
- 実行本部委員は、実行本部の取扱分野が酸化チタン、機能材料及び無機系事業に関わる新商品の開発であったことから、技術企画本部及び四日市工場の関連部門を統括する取締役の中から選出されている。実行本部内の会議は不定期にしか開催されず、自らがその職務上担当していない分野について、その担当する取締役と同じ情報を得られるというわけではない。しかも、再構築計画の項目は主なものだけでも前提事実(4)ア(ウ)（19頁）の「ないし」のとおり多岐にわたる。したがって、実行本部委員は、実行本部の定める再構築計画の項目のうち、自らが管掌する分野に関して主に検討することが期待されていたといふべきである。
- 平成10年12月16日に開催されたR会議において、アイアンクレーから回収したシルト質成分を商品化する計画が承認されている。そこで、承認の意義について検討するに、フェロシリートは、上記承認がされた当時、まさに、QMS所定の開発手順の第5段階目に当たる企業化検討の一環として、現場試作を開始しようとしていた（95頁）。しかし、QMSや石原ケミカルの運営要領において、企業化検討

また、同じく実行本部の構成員であっても、月に1回程度しか開催されないR会議しか出席しない代表取締役社長や副社長が実行本部委員と同様の情報を逐一詳細に把握できることは思われない。したがって、代表取締役社長や副社長の役割としては、再構築計画の内容やその実現手段を鳥瞰して、より大局的な観点からその是非を検討することが期待されていたというべきである。

以上によれば、代表取締役社長及び副社長を含めて開催されるR会議が、機関として再構築計画の項目の1つにすぎないフェロシルトの開発、生産に関する意思決定をするものと位置づけられていたと認めることはできない。また、実行本部委員による実行本部内の会議が、機関として産業廃棄物の減量とフェロシルトの開発、生産を計画、実行し、その進捗を管理するものと位置づけられていたと認めることもできない。

(イ) 実行本部構成員の負う注意義務

a 以上によれば、実行本部の構成員であったからといって、直ちにフェロシルトの開発、生産の業務を担当する取締役や従業員が立案する計画や報告について、フェロシルトの安全性や適法性を調査、確認すべき注意義務を負うことにはならない。

b とはいえ、実行本部の構成員の中には、現に酸化チタンに関する業務を担当し、過去に担当したことによって、酸化チタンやその産業廃棄物に関する詳しい知識を有している者も存在する。また、実行本部の構成員には、事務系の者と技術系の者がおり、それぞれの分野における専門的知識を有している。R会議及び実行本部内の会議が代表取締役社長、副社長、社長室技術企画本部、四日市工場等様々な知識経験を有する取締役の出席の下で開催されたのは、再構築計画の各項目が原告石原産業にとって重要なものであるだけに、当該分野の現

在の担当者だけでなく過去の担当者の意見を聴取し、技術面だけではなく市場のニーズの見込み等の事務的な側面からも検討することによって、失敗を未然に防ぎ、円滑に再構築計画を達成しようとしたことになったといえる。

そうすると、実行本部の構成員は、その経歴や属性に基づき、フェロシルトの問題点を認識することが可能であった場合には、R会議や実行本部内の会議において意見を述べることなどによって、これらの多目的な検討に寄与することが期待されていたといえる。

c 他方、フェロシルトは、平成11年1月当時、前記(イ)(ウ) (144頁)のとおり、QMSに沿って開発がされている途中であった。したがって、実行本部の構成員が、その当時、フェロシルトの開発、上市決定、生産がQMSから逸脱していたことを認識し、認識したかが問題となることはないといふべきである。

d 以上によれば、実行本部の構成員が、フェロシルトの生産が開始された平成11年1月当時、その経歴、属性や認識していた事情に照らして、フェロシルトについて、QMSの開発が完了せず、フェロシルトの安全性規格が整備されず、安全性が確認されないまま、将来搬出されることにより、重金属や放射線による環境汚染を生じさせ、原告石原産業に回収費用等の損害が生じることを予見し得たといえる場合には、フェロシルトの開発、生産を担当する取締役に対し、フェロシルトの想定される用途や顧客に応じた安全性を確認し、調査するよう指摘すべき義務を負っていたといふべきである。

(カ) 各被告の検討

そこで、各被告について検討する。

a 被告A

(ア) 被告Aの役職と属性

被告 A1 は、昭和 45 年 11 月に取締役に就任し、昭和 63 年 6 月から代表取締役社長を務め、実行本部のトップであり、R 会議に出席していた。

このように被告 A1 は、平成 11 年 1 月当時、代表取締役社長及び実行本部のトップであったが、それまでの約 10 年間、四日市事業所に関わる部署を直接に担当したことになかった。原告石原産業は、従業員が 1000 人前後で、その売上げも年間 800 億円に上る規模の大きい企業であって、その事業内容も酸化チタンだけではなく農薬等多岐にわたっていた。したがって、被告 A1 が、代表取締役社長であるからといって、原告石原産業の一部門でしかない四日市工場で製造される酸化チタンの産業廃棄物に含まれる化学物質やその特性まで逐一把握することを要求することは酷といふべきである。被告 A1 が、アイアンクレート中のクロムその他の金属や放射性物質が含まれており、フェロシリト中の三価クロムが有害な六価クロムに変質したり、放射線が放出することなどを予見し得なかつたのはやむを得ないというべきである。

(b) フェロシリトに関する認識
被告 A1 は、平成 11 年 1 月当時、フェロシリトについて認識していた事情は次のとおりであった。

- ① フェロシリトは、産業廃棄物であるアイアンクレーが产出される工程において採取されるものである。
- ② フェロシリトが生産されることによって、産業廃棄物のアイアンクレーが大幅に減量され、産業廃棄物のコスト削減という実行本部の目的を達成することができる。

(c) 検討

i 重金属等による環境汚染の予見可能性

被告 A1 は、産業廃棄物であるアイアンクレーが产出される工程においてフェロシリトが採取されることを認識していた。しかし、被告 A1 は、アイアンクレーにクロムその他の金属や微量元素の

放射性物質が含まれていることや平成 10 年 12 月に住友大阪セメントから脱塩アイアンクレーの総クロム量が多く、三価クロムが六価クロムに変質する可能性があることを理由に受入れを断られたことを認識していなかった。

この点について検討するに、被告 A1 は、四日市事業所、ひいては酸化チタンに直接に関わる部署に直近の約 10 年間を経したことなく、その職務上の経験から酸化チタンやその産業廃棄物に関する最近の知識を得ることもなかつた。そのような被告 A1 に對し、代表取締役社長であるからといつて、原告石原産業の一部門でしかない四日市工場で製造される酸化チタンの産業廃棄物に含まれる化学物質やその特性まで逐一把握することを要求することは酷といふべきである。被告 A1 が、アイアンクレート中のクロムその他の金属や放射性物質が含まれており、フェロシリト中の三価クロムが有害な六価クロムに変質したり、放射線が放出することなどを予見し得なかつたのはやむを得ないというべきである。

したがつて、被告 A1 は将来フェロシリトが搬出された際に、フェロシリト中に含まれる重金属や放射線による環境汚染が生じることまで予見し得たとはいえない。

- ii QMS からの逸脱の予見可能性
被告 A1 は、平成 11 年 1 月当時、フェロシリトが生産されることによって、産業廃棄物のアイアンクレーが大幅に減量され、産業廃棄物のコスト削減という実行本部の目的を達成することを認識していた。しかし、この事実はフェロシリトが産業廃棄物の減量化という目的のもとに開始されたこの開発が産業廃棄物の減量化という目的のもとに開始されたことを示すにすぎず、それが、将来、フェロシリトについて、QM

Sに沿った開発が完了しないまま搬出されることの可能性を高めるものではない。しかも、QMSの最高責任者は四日市事業所長であり、被告A1がフェロシルトのQMS上の開発手続の詳細を把握すべき立場であった訳ではない。

したがって、被告A1が、その当時、フェロシルトについて、QMSに沿った開発が完了せず、安全性規格が整備されず、安全性が確認されないまま、将来搬出されることまで予見し得たということもできない。

b 被告S4

(a) 被告S4の役職と属性

被告S4は、実行本部の構成員であるが、平成元年6月に代表取締役、専務取締役として総務部門を管掌し、平成2年3月に四日市事業所長になった後も、同年6月に管理部門、平成7年6月に財務部門を併せて管掌するなど、一貫して事務系の業務を担当していた。被告S4は、平成11年1月当時、酸化チタンを製造する四日市工場を傘下に抱える四日市事業所長を約9年間にわたり務めており、四日市工場で製造される酸化チタンやその産業廃棄物に関する基礎的な知識を知つておくべき立場にあつたといえる。また、被告S4は、その当時、品質体制の最高責任者としてQMSを関係部署に実施させるべき立場にあつたから、いくら品質保証室長にその権限を委譲したといつても、QMSの内容を熟知しておくべきであったといえる。

もつとも、被告S4は、総務部門、管理部門、財務部門等を管掌するなど、一貫して事務系の取締役であった。したがつて、被告S4は、四日市事業所長を務めていたといつても、酸化チタンやその産業廃棄物に關し、技術系の取締役と同様の化学的な専門知識を備

えておくことを要求することは酷であるというべきである。

(b) フェロシルトに関する認識
被告S4が、平成11年1月当時、フェロシルトについて認識していた事情は次のとおりであった。

① 前記a(b)①及び②(159頁)と同じ。

② 原告石原産業は、住友大阪セメントから、平成10年12月ころ、脱塩アイアンクレー中の総クロム量が多いことから、平成11年4月以降、脱塩アイアンクレーを受け入れることはできないと通告された。

③ フェロシルトは、顧客、品質規格が決定していない試作品であり、中部国際空港の海上埋立用に搬出することを想定していたが、顧客が未定であり、用途も定まっていなかつた

(c) 検討

i 重金属等による環境汚染の予見可能性
被告S4は、住友大阪セメントが総クロム量の多さから脱塩アイアンクレーの受入れを断つたことを認識していたが、その理由が三価クロムが高温下で有害な六価クロムに変化することにあつたことは知らなかつた。もつとも、平成11年1月当時は、アイアンクレーに含まれるクロムは、無害で安定的とされる三価クロムであり、三価クロムが有害な六価クロムに変質することは自然環境下において起こらないと一般に考えられていた(82頁)。そうすると、被告S4は事務系であつて、酸化チタン等に關する化学的な専門知識を備えているとまではいなかつたのであるから、平成11年1月当時、総クロム量の多さを理由に脱塩アイアンクレーの受入れが断られたことを知つていたからといつて、フェロシルトが将来搬出されることにより、重金属等に

よる環境汚染を生じさせることまで予見し得たということはない。

ii QMSからの逸脱の予見可能性

被告 S6 は、フェロシリートについて、顧客、品質規格が決定しない試作品であり、中部国際空港の海上埋立用に搬出するところが想定されていたが顧客及び用途が未定であることやフェロシリートの生産によって、アイアンクレーが削減され、産業廃棄物処理のコストの削減という実行本部が掲げる目標の1つが達成できることを認識していた。しかし、これらの事情が意味するところは、単にフェロシリートが産業廃棄物の減量化を目的として開発が始められたものであることや、それが未だに開発未了の段階であることを示すにすぎない。これらの事情を認識していたからといって、将来、フェロシリートについて、QMSに沿った開発が完了しないまま搬出されることの可能性を高めるものでもない。

しかも、その当時、フェロシリートは、QMSに沿って開発されており、将来開発が完了しないまま搬出される兆候が見られたわけでもなかつた。

したがって、被告 S6 が、平成11年1月当時、品質体制の最高責任者である四日市事業所長としてQMSの内容を熟知しておるべき立場にあつたとしても、フェロシリートについて、QMSに沿った開発が完了せず、安全性規格が整備されず、安全性が確認されないまま、将来搬出されることまで予見し得なかつたとしてもやむを得ないといふべきである。

c 被告 S6

(a) 被告 S6 の役職と属性

被告 S6 は、実行本部の構成員であるが、昭和54年6月から無

機営業部門担当の取締役を務め、平成2年6月から代表取締役専務取締役として営業部門を管掌し、平成9年6月から磁性材料事業運営本部長を、平成10年2月から代表取締役副社長兼社長補佐として営業部門を管掌していた。

このように被告 S6 は、専ら営業部門を管掌しており、酸化チタンを製造する四日市事業所との関連は薄く、しかも、事務系の取締役であった。したがって、被告 S6 に対し、酸化チタンやその産業廃棄物、QMSに関する専門的知識を有していることを期待することは酷である。被告 S6 は、実行本部の構成員であったものの、基本的には、この点に関する担当取締役や技術系の取締役等からの報告に特段の不自然、不合理などころがない以上、これを信頼するほかないといった。

(b) フェロシリートに関する認識

被告 S6 が、平成11年1月当時、フェロシリートについて認識していた事情は次のとおりであった。

- ① 前記 a (b)①及び②(159頁)に同じ。
- ② 前記 b (b)②及び③(162頁)に同じ。

(c) 検討

i 重金属等による環境汚染の予見可能性
被告 S6 は、平成11年1月当時、フェロシリートが産業廃棄物であるアイアンクレーの工程から採取された物であること、住友大阪セメントから脱塩アイアンクレー中の総クロム量が多いことを理由に受入れを断られたことを認識していた。

もともと、被告 S6 は、住友大阪セメントが総クロム量が多いことから受入れを断つてきたのが、三塙クロムが高温下で有害な六価クロムに変化することにあるとまでは知らなかつた。被告 S6

がそれまでに管掌していたのが、化学的な専門知識を基本的に必要としない営業部門であったことからすれば、平成11年1月、住友大阪セメントから脱塩アイアンクレーの受入れを総クロム量の多さを理由に断られたことを知っていたことをもつて、フェロシルトが将来搬出されることにより、重金属等による環境汚染を生じさせることまで予見し得たということはできない。

- ii QMSからの逸脱の予見可能性
- フェロシルトが試作品で、顧客及び用途が未定であることやフェロシルトの生産によって産業廃棄物処理のコストの削減という実行本部が掲げる目標の1つが達成できるとの事実は、前記2)ア(イ)b(c)並(163頁)のとおり、将来、フェロシルトの開発が完了しないまま搬出されることの可能性を高めるものではない。そうすると、被告S6が、これらの事実を認識していたとしても、フェロシルトの開発手続が完了していないことの予見可能性が高まるという関係にないといえる。のみならず、被告S6は、主に営業部門を管掌し、四日市事業所等、酸化チタンの製造に関する部門に關わりがなく、QMSの内容を熟知すべき立場にもなかつたのであるから、平成11年1月当時、フェロシルトについて、QMSに沿った開発が完了せず、安全性規格が整備されず、安全性が確認されないまま、将来搬出されることまで予見し得たということはできない。

d 被告M1:

- (a) 被告M1の役職と属性
- 被告M1は、実行本部の本部長であるが、平成3年に取締役に就任し、平成7年6月から常務取締役として四日市工場長を、平成9年6月から常務取締役として四日市事業所開発研究本部長を務めていた。
- i 重金属等の環境汚染の予見可能性
- 被告M1は、フェロシルトが産業廃棄物であるアイアンクレーニング工程から採取された物であること、住友大阪セメントから脱塩アイアンクレー中の総クロム量が多いことを理由に受入れを断られたことを認識していた。
- ii 重複
- もつとも、被告M1は、住友大阪セメントが受入れを断つてき

いた。

このように被告M1は、新製品の開発に關わる四日市事業所開発研究本部長など、専門的な化学知識を必要とする部署の長を務めており、技術系であった。また、被告M1は、リュの直前の四日市工場長であり、工場長であった當時から、脱塩アイアンクレー等、産業廃棄物の減量化及び再資源化の試みがされており、その内容を技術的な側面を含めて知つておくべき立場にあつた。被告M1が実行本部本部長となつたのは、このような被告M1の経験及び知識が買われたからともいえる。したがつて、被告M1は、酸化チタンや産業廃棄物に關し、化学的な分野の知識を十分に備えておくべき立場にあつた。また、被告M1が四日市工場長を務めていたのは、QMSが導入された後のことであつたから、四日市工場において製品を製造するのに欠かすことのできないQMSに関する知識も把握すべきであったといえる。

(b) フェロシルトに関する認識

被告M1が、平成11年1月当時、フェロシルトについて認識していた事情は次のとおりであった。

- ① 前記a(h)①及び②(159頁)に同じ。
② 前記b(h)②及び③(162頁)に同じ。

(c) 検討

iii 重金属等の環境汚染の予見可能性

被告M1は、フェロシルトが産業廃棄物であるアイアンクレーニング工程から採取された物であること、住友大阪セメントから脱塩アイアンクレー中の総クロム量が多いことを理由に受入れを断られたことを認識していた。

た理由が、三価クロムが高温下では有害な六価クロムに変化することにあつたことまでは知らなかつた。当時の一般的な見から、アイアンクレーに含まれるクロムは無害で安定的とされる三価クロムであり、三価クロムが有害な六価クロムに変質することは自然環境において起らないとされていたことからすると、被告M1が技術系であり、化学に関する専門知識を有していたとしても、平成11年1月当時、脱塩アイアンクレーの総クロム量が多いという認識から、直ちにこれが有害な六価クロムに変質することを想起することは困難であったといふべきである。

したがつて、被告M1が、上記の各事情を認識していたからといって、フェロシリルトが将来搬出されることにより、重金属による環境汚染を生じさせることまで予見し得たといふことはできない。

ii QMSからの逸脱の予見可能性

被告M1は、フェロシリルトが試作品で、顧客及び用途が未定であることやフェロシリルトの生産によって産業廃棄物処理のコストの削減という実行本部が掲げる目標の1つが達成できることを認識していた。しかし、これらの事実は、前記(2)ア(イ)b (c) ii (163頁)のとおり、将来、フェロシリルトの開発が完了しないまま搬出されることの可能性を高めるものではない。しかも、その当時、フェロシリルトは、QMSに沿つて開発されており、将来開発が完了しないまま搬出される兆候が見られたわけでもなかつた。

したがつて、被告M1が、QMSの詳細まで知つておくべき立場にあつたとしても、平成11年1月当時、実際のフェロシリルトのQMSに基づく開発において特に問題となる状況があつたと

いえない以上、QMSに沿つた開発が完了せず、安全性規格が整備されず、安全性が確認されないまま、将来搬出されることまで予見し得たといふのは困難である。

e ②

(a) 役職と属性

②は、昭和63年2月から四日市工場業務部長、平成3年3月から四日市事業所管理室部長、平成6年7月から四日市工場次長、平成7年6月から四日市工場副工場長、平成9年6月から四日市工場長を務めていた。このように、②は、一貫して四日市工場に係る役職を歴任し、実行本部においては副本部長の地位にあつた。しかも、②は、前記(1)ア(イ)a (137頁)のとおり、平成11年1月当時、産業廃棄物の再利用及び再資源化業務の一環として実施されていたフェロシリルトの開発、生産を担当する取締役でもあつた。

したがつて、②は、四日市工場長として、酸化チタン、産業廃棄物やQMSに関する知識について、化学的分野に関するものであつても、業務上取り扱っている酸化チタンの製造の仕組み等、基礎的なものについては知つておくべき立場にあつたといふべきである。もつとも、②は、業務部長や管理室部長等、主に事務的な業務を担当してきており、いわゆる事務系であったから、②に対し、技術系の取締役と同じレベルの化学等の知識を備えておくことを要求することまではできないといふべきである。

(b) フェロシリルトに関する認識

②が、平成11年1月当時、フェロシリルトについて認識していた事情は次のとおりであった。

① 前記 a (b)①及び② (159頁)に同じ。

② アイアンクレーには微量の放射性物質が含まれている。

③ フエロシルトについて商標登録手続をとれば、中部国際空港の海上埋立用土砂として受け入れてもらいやすくなる。

④ フエロシルトは、平成10年9月に開発を始めてから約4か月後の平成11年1月から試験生産が開始された。

(c) 検討

重金属等による環境汚染の予見可能性

②は、平成10年11月に石原ケミカルの工場からフエロシルトの生産工程の説明を受けており、平成11年1月当時、フエロシルトが、産業廃棄物であるアイアンクレーの工程を若干変更して生成された物であること、アイアンクレーには微量の放射性物質が含まれていることを認識していた。しかし、②は、アイアンクレーにクロム等の金属類が含まれていることまでは認識していないかったし、平成10年12月に住友大阪セメントから脱塩アイアンクレーの受入れを断られたことも知らされていなかつた。当時、アイアンクレーの放射線量には細心の注意を払う必要があるが、放射線量さえ規制値を下回っていれば、アイアンクレーについて問題となるようなどはないと思っていた。

②は、平成11年1月当時、フエロシルトの開発、生産を担当する取締役であったが、事務系であったことからすれば、産業廃棄物に含まれる化学物質やそれがいかなる場合に有害物質に変質するかなどの化学的な専門知識まで備えておくことを要求することは酷である。②が、平成11年1月当時、将来フエロシルトが搬出された際に、フエロシルトに含まれる重金属や放射線による環境被害が生じることを予見し得たというのは困難である。

ii QMSからの逸脱の予見可能性

確かに、フエロシルトが生産されることにより、産業廃棄物のアイアンクレーが大幅に減量され、産業廃棄物のコスト削減という実行本部の目的を達成することができる。また、フエロシルトについて商標登録手続をとれば、中部国際空港の海上埋立用土砂として受け入れてもらいやさしくなるのも事実である。しかし、そういうあるからといって、将来、フエロシルトが開発完了手続をしないまま搬出されることを推認させるものではない。そして、平成10年9月に開発を始めてから約4か月後の平成11年1月から試験生産が開始されたことは、開発の一過程にすぎないことからすれば、それが取りたてて拙速であったということもできない。しかも、その当時、フエロシルトは、QMSに沿って開発されており、将来開発が完了しないまま搬出される兆候が見られたわけでもなかった。

したがって、②が、平成11年1月当時、これらの事実を認識し、四日市工場長としてQMSの内容を把握しておくべき立場にあつたとしても、フエロシルトについて、QMSに沿った開発が完了せず、安全性規格が整備されず、安全性が確認されないまま、将来搬出されることまでを予見し得たということはできない。

f 被告②

(a) 被告②の役職と属性

被告②は、美行本部の本部長付であるが、平成6年3月から、四日市事業所塩素法酸化チタン新技術開発室技術開発部長を務め、平成7年6月から取締役シンガポール工場担当を務め、シンガポールに駐在していた。

このように被告②は、塩素法酸化チタンの新技術の開発に関わる部署の長を務めており、技術系であつたばかりか、シンガポール

工場においても酸化チタンを製造していたことからすれば、酸化チタンに関する専門知識を有しておくべき立場にあった。もつとも、被告Y2は、平成7年6月からシンガポールに駐在し、そのころ四日市事業所に導入されたQMSの内容に通じていたとはいえない。また、被告Y2が実行本部の構成員となつたのは、シンガポール工場においても酸化チタンを製造していたからであり、その位置づけも取締役でありながら本部委員ではなく、実行本部長付にすぎなかつた。しかも、再構築計画の産業廃棄物の減量化及び資源化は、主に四日市工場に課せられた課題であつて、もとよりシンガポール工場とは特に関連性はなかつた。このように被告Y2の実行本部内における位置づけやシンガポール工場とフェロシリトの関連性が薄かつたことからすれば、被告Y2が、国内にいる実行本部の構成員と同様に、R会議や実行本部内の会議においてフェロシリトの開発に関する問題点を指摘することまで、そもそも期待されていなかつたといふべきである。

(b) フェロシリトに関する認識

被告Y2が、平成11年1月当時、フェロシリトについて認識していた事情は次のとおりであった。

- ① 前記a)(b)①及び②(159頁)に同じ。
- ② 前記b)(i)②及び③(162頁)に同じ。

(c) 検討

i 重金属等による環境汚染の予見可能性

被告Y2は、平成11年1月当時、フェロシリトが産業廃棄物であるアイアンクレーの工程から採取された物であることや住友大阪セメントから脱塩アイアンクレー中の総クロム量が多いことを理由にその受入れを拒絶されたことを認識していた。もつ

とも、被告Y2は、三価クロムが高温下では有害な六価クロムに変化するという住友大阪セメントの受入れ拒絶の理由までは知らなかつたから、当時の一般的な知見からすると、脱塩アイアンクレーの総クロム量が多いことから、三価クロムが有害な六価クロムに変質することまで想起することは困難であったといふべきである。そもそも、被告Y2は、平成11年1月当時、シンガポール工場の担当として国外におり、主に四日市工場に関連性の深い脱塩アイアンクレーの問題の検討をどこまで期待されていたのか疑問がある。

したがつて、被告Y2が、脱塩アイアンクレーの受入れを断られたことを知っていたからといって、フェロシリトが将来搬出されることにより、重金属等による環境汚染を生じさせることまで予見し得たといふことはできない。

ii QMSからの逸脱の予見可能性
被告Y2は、QMSが四日市事業所に導入された平成7年6月からシンガポールに駐在しており、QMSの具体的な内容をそもそも知っておくべき立場になかつた。したがつて、被告Y2が、平成11年1月当時、フェロシリトが試作品であつてその顧客も用途も定まっていないことやそのコスト削減効果について認識していたとしても、フェロシリトについて、QMSに沿つた開発が完了せず、安全性規格が整備されず、安全性が確認されないまま、将来搬出されることまで予見し得たといふことはできない。

g 被告K4

(a) 被告K4の役職と属性

被告K4は、実行本部の本部委員であるが、平成8年6月から取締役開発研究本部技術研究所所長、平成10年2月から取締役社

長室技術企画本部技術室長を務め、プラント建設を担当していた。このように被告K4の担当事務はプラント建設であり、技術系ではあったものの、酸化チタンに関する化学的な専門知識を備えていたとはいえない。また、プラント建設事業は、およそ四日市事業所で製造される製品とは関連性がないから、QMSの適用が問題となる場面でもない。したがって、被告K4は、製品を製造するためのプラントを建設する場合などに必要な限りにおいてQMSの具体的な内容を知っておくべき立場にあつたにすぎないというべきである。

(b) フエロシルトに関する認識
被告K4が、平成11年1月当時、フエロシルトについて認識していた事情は次のとおりであった。

- ① 前記a(b)①及び②(159頁)に同じ。
- ② 前記b(b)②及び③(162頁)に同じ。

(c) 検討

i 重金属等による環境汚染の予見可能性

被告K4は、平成11年1月当時、フエロシルトが産業廃棄物であるアイアンクレーの工程から採取された物であることや住友大阪セメントから脱塩アイアンクレー中の総クロム量が多いことを理由にその受入れを拒絶されたことを認識していたが、三価クロムが高温下では有害な六価クロムに変化するとの理由までは知らなかった。そうすると、当時の一般的な知見や被告K4の担当がプラント建設であつたことからすれば、被告K4が、総クロム量が多いことを理由に脱塩アイアンクレーの受入れを断られたことを知っていたとしても、そのことからフエロシルトが将来搬出されることにより、重金属等による環境汚染を生じさせることまで予見し得たということはできない。

ii QMSからの逸脱の予見可能性
フエロシルトが試作品であつて、顧客も用途も定まっていないことやフエロシルトのコスト削減効果それ自体は、将来、フェロシルトが開発完了手続をしないまま搬出されることの可能性を高めるものではないというものは、前記(2)ア(イ)b(c)ii(163頁)のとおりである。したがって、被告K4がプラント建設に必要な限りにおいてQMSの内容を知っておくべき立場にあつたにすぎなかつたことからも、平成11年1月当時、フェロシルトについて、QMSに沿った開発が完了せざる、安全性規格が整備されず、安全性が確認されないまま、将来搬出されることまで予見し得たということはできない。

h 被告S1

(a) 被告S1の役職と属性
被告S1は、実行本部の構成員であるが、平成8年6月から、取締役機能材料研究所所長を、平成10年2月から取締役社長室技術企画本部副本部長を務めるなど、酸化チタンの新製品の開発及び応用開発を担当していた。
このように被告S1は、酸化チタンの新製品の開発等をしていたことから技術系であり、酸化チタンに関する化学の専門知識を備えていたといふべきである。また、四日市事業所の新製品の開発にはQMSが適用されることから、被告S1は、少なくともQMSの開発手続の内容を知っておくべき立場にあつたといえる。
したがって、被告S1は、被告S3のフェロシルトに関するR会議や実行本部内の会議における報告を受けて、自らの知識や経験に基づき、フェロシルトの開発に関する技術的側面やQMS上の問題を指摘することが十分に可能であったといえる。

(b) フェロシリートに関する認識

被告S1が、平成11年1月当時、フェロシリートについて認識していた事情は次のとおりであった。

- ① 前記a(b)①及び②(159頁)と同じ。
- ② 前記b(b)②及び③(162頁)と同じ。

(c) 検討

i 重金属等による環境汚染の予見可能性

被告S1は、フェロシリートが産業廃棄物であるアイアンクレーエンジニアリングから採取された物であり、住友大阪セメントから脱塩アイアンクレー中の総クロム量が多いことを理由にその受入れを断られたことを認識していた。もっとも、被告S1は、三価クロムが高温下では有害な六価クロムに変化するという住友大阪セメントの受入拒絶の理由までは知らなかつた。当時の一般的知見からすれば、被告S1が、酸化チタンに関する化学の専門知識を有しており、平成11年1月当時、脱塩アイアンクレーの総クロム量の多いことから受入れを断られたことを認識していたとしても、三価クロムが将来有害な六価クロムに変質することまでを想起することは困難であったといふべきである。

したがつて、被告S1が、脱塩アイアンクレーの受入れを断られたことを知っていたことをもつて、フェロシリートが将来搬出されることにより、重金属等による環境汚染を生じさせること今まで予見し得たということはできない。

ii QMSからの逸脱の予見可能性
フェロシリートが試作品で、顧客及び用途が未定であることやフェロシリートの生産によって産業廃棄物処理のコストの削減という実行本部が掲げる目標の1つが達成できるとの事実は、前記(2)

ア(ウ)b(c)ii (163頁)のとおり、将来、フェロシルトが開発完了手続をしないまま搬出されることの可能性を高めるものではない。しかも、フェロシルトは、平成11年1月当時、QMSに沿って開発されており、将来、開発が完了しないまま搬出が開始されるような兆候が見られたわけでもなかつた。

したがつて、被告S1が、平成8年6月から機能材料研究所所長を務めるなど、フェロシルトの開発に関するQMS上の問題を指摘することが十分に可能な知識、経験を有していたとしても、平成11年1月当時、実際のフェロシルトのQMSに基づく開発において特に問題となる状況があつたわけではない以上、QMSに沿つた開発が完了せず、安全性規格が整備されず、安全性が確認されないまま、将来搬出されることまで予見し得たというのは困難であるといふべきである。

(エ) まとめ

以上検討したことによれば、実行本部の構成員である被告A1、被告S1、被告M1、K2、被告Y2、被告K4及び被告S1は、いずれも、平成11年1月当時、フェロシルトについて、QMSに沿つた開発が完了せず、安全性規格が整備されず、安全性を確認しないまま、将来搬出されることにより、重金属等による環境汚染を生じさせ、これによつて原告石原産業に回収費用等の損害が生じることまで予見し得たとはいえない。

したがつて、上記実行本部の構成員であった者は、平成11年1月当時、フェロシルトの想定される用途や顧客に応じた安全性や適法性を確認し、調査すべき義務を負つていたといふことはできないといふべきである。

イ 推進会議の構成員であった取締役（被告A1、被告H1、J2、被告K1）

2 被告T1、被告F2、被告S2の責任

フェロシルトの搬出開始時の取締役のうち、推進会議の構成員であつた者は、フェロシルトの生産、管理、搬出（処理）について、特に推進を管理する機関の構成員として、直接の業務執行取締役や実行担当者らが立案する計画や報告について、安全性や適法性の面からの社内規程の遵守を含めた調査・確認を負う義務を負つていたか。

(ア) 推進会議の位置づけ等

a 推進会議設置の目的と取扱分野

推進会議は、平成15年3ヶ月の業績目標を売上高1000億円以上、経常利益70億円以上、有利子負債650億円以下とする新4か年経営再建計画を達成するため、酸化チタン事業の構造改革をすべく、平成13年6月に設置された。その取り扱うテーマは、酸化チタンの販売、原材料の購買、生産、生産技術等全般であつた。

b 推進会議の組織

推進会議は、推進会議本部会と推進会議実行委員会から構成されていた。推進会議本部会の構成員は、主に原告石原産業のうち酸化チタンに関連する部署を統括する立場にある取締役であった。また、H2社長は推進会議実行委員会の委員長、被告T1は委員長代行、被告S2は副委員長でもあつた。その他の推進会議実行委員は取締役ではなく、従業員であった。

このような推進会議本部会、推進会議実行委員会の構成員の顔ぶれからすれば、推進会議本部会は推進会議実行委員会の上位に位置づけられるものであったと考えられる。

c 推進会議の位置づけ

(ア) 推進会議は、酸化チタン事業全般の構造改革を目的として設置された。その取り扱うテーマは、酸化チタンの生産技術、すなわち、

産業廃棄物の減量化や再資源化のみに限られず、酸化チタン事業全般、すなわち、酸化チタンの販売、購買などの事務系の分野及び生産、生産技術等の技術系の分野など多岐にわたる。そのため、推進会議本部会の構成員は、フェロシルトの開発等を担当する四日市工場関係者だけではなく、推進会議の取り扱う各テーマを業務規程上担当するすべての取締役から構成されており、多くが技術系の取締役であった実行本部と異なり、法務、総務、営業、財務など事務系の取締役の方が多いかった。

そうすると、推進会議本部会の構成員が、フェロシルトの生産、管理、搬出等、推進会議の取り扱う各テーマの具体的な推進方法について、逐一情報提供を受けて意見を形成した上、推進会議本部会として意思決定し、承認するということは、推進会議本部会を経る必要がないものが含まれることになって、かえって推進会議全体の進行を阻害することにもなりかねないから、およそ想定されていなかつたというべきである。

推進会議本部会に期待されていた役割としては、推進会議の目的、すなわち、酸化チタン事業の構造改革の成否を左右するような重要な問題について、担当取締役だけでなく、担当していない取締役も含めて多角的に検討するのに止まり、各テーマの具体的な推進方法の決定は担当取締役に委ねられていたと考えられる。

したがって、原告石原産業における推進会議本部会の位置づけとしては、一般的には、フェロシルトの生産、管理、搬出の具体的な推進方法について、意思決定し、承認する機関であったと評価することはできない。

(b) また、推進会議実行委員会の委員長はM2社長、委員長代行は被告T1、副委員長は被告S2であるのに対し、実行委員は単なる

従業員であることからすると、推進会議実行委員会は、推進会議のテーマ、例えば産業廃棄物処理コストの削減について立案し、推進させることが予定されていたといえる。そして、推進会議本部会は、前記(2)イア)b(177頁)のとおり、推進会議実行委員会の上位に位置づけられていた。しかし、実行委員会の構成員は、必ずしも推進会議の全テーマに通じているわけでもないから、フェロシルトの生産、管理、搬出等推進会議のテーマの具体的な推進方法の決定は、前記(2)イア)c(a)(177頁)のとおり、担当取締役に委ねられていたと考えられる。

したがって、原告石原産業において、推進会議本部会が推進会議実行委員会の上位機関として実行委員会の進捗管理を行う機関として位置づけられていたとしても、一般的に、フェロシルトの生産、管理、搬出等の進捗管理まで行うものとはいえない。

(c) 以上によれば、推進会議本部会の構成員であつたからといって、直接の業務執行取締役や実行担当者らが立案する計画や報告について、安全性や適法性の面から社内規程の遵守を含めた調査・確認をすべき注意義務を直ちに負うことにはならないといふべきである。

(d) もつとも、前記(2)イア)c(a)(177頁)のとおり、推進会議本部会には、酸化チタン事業の構造改革の成否を左右するような重要な問題について、担当取締役だけでなく、担当していない取締役も含めて多角的に検討することが期待されていた。そうすると、推進会議の本部会の構成員は、実行本部の場合と同様(157頁)、その経歴や属性に基づく見地から、業務執行取締役や実行担当者らが立案する計画や報告について、安全性や適法性に問題があることを認識した場合には、推進会議本部会において意見を述べることなどに

よつて検討に寄与し、推進会議のテーマが円滑に達成し、違法行為が行わることを未然に防ぐことがその役割であったといえる。

したがって、推進会議本部会の構成員が、酸化チタン事業の構造改革の成否を左右するような重要な問題についての検討の際、業務執行取締役や実行担当者が立案する計画や報告について、その経歴や属性に基づく見地から、安全性や適法性に問題があることを認識し、認識し得た場合には、安全性や適法性の面からの社内規程の遵守を含めた調査・確認をすべき注意義務を負うことになるというべきである。

- d 平成13年8月6日午後の推進会議本部会の意義
- (a) 上記の推進会議本部会が、同日午前中の推進会議本部会において、**M2**社長の指示により、急遽開催されることになったのは、フェロシリートの中部国際空港への搬出時期が平成13年9月から平成15年9月に大幅に遅れたことや当初見込んでいた60万トンの搬出量が半減したことにより、平成13年9月以降に生産されるフェロシリートが受入れの対象外となつたことが、四日市工場からの情報提供によって判明したことによる。

そこで、フェロシリートについて、あくまで中部国際空港への搬出を維持し、同年9月以降、フェロシリートの生産をせず、アイアンクレーラーの増量を容認するのか、あるいは、被告**S3**が準備した本件新規搬出先への搬出に変更するのか、いざれの方針を選択するのかを早急に決定することを迫られた。そして、上記問題は、酸化チタンの営業原価であるアイアンクレーラーの処分費用が削減できるかに関わってくるもので、酸化チタン事業の構造改革の成否を左右するような重要なものといえる。

- (b) ところが、客観的には、その当時、中部国際空港の海上埋立用に

フェロシリートを使用する可能性は全くなく、搬出時期が遅れたとか、搬出量が半減したことなどという理由はすべて虚偽であった。このような虚偽の情報が**M2**社長に伝わったのは、被告**S3**が中部国際空港へのフェロシリートの搬出がその品質の問題を理由に断られたことが明るみに出ると、社内的にその責任を問われることを恐れて隠ぺい工作を行つたことによる。したがつて、**M2**社長は、これらが虚偽であることを知らないまま、推進会議本部会を開催することにしたのであった。

以上のとおり、平成13年8月6日午後の推進会議本部会は、客観的にみれば、中部国際空港株式会社から既に約3か月前にフェロシリートの受入れを断らされていたのであるから、その時期に緊急に開催する必要もなく、中部国際空港への搬出を維持するという選択肢を検討する必要はなかつたともいえる。しかし、**M2**社長を含めてほとんどの構成員はこのことを知らなかつた。したがつて、平成13年8月6日午後の推進会議本部会は、あくまで、フェロシリートをあくまで中部国際空港へ搬出し、同年9月以降、フェロシリートを生産しないこととするのか、あるいは、被告**S3**が準備した本件新規搬出先への搬出に変更するのか、いざれの方針を選択するのかを推進会議本部会として決定する場であつたといえる。

- (1) 推進会議本部会構成員の負う注意義務
- a 平成13年8月6日午後の推進会議本部会は、前記(2)イ(ア)d(a)(180頁)のとおり、フェロシリートの搬出先について、中部国際空港から本件新規搬出先に変更するという方針転換するか否かを決定する場であった。

もつとも、推進会議本部会の構成員は、前記(2)イ(ア)c(a)(177頁)のとおり、推進会議の取り扱う各チームを業務規程上担当するすべて

- の取締役から構成されていたから、酸化チタンに関連する部門を統括する取締役といつても、事務系の者が多く、フェロシリートという酸化チタンの産業廃棄物の再資源化という限定された分野の開発、生産、管理、搬出を担当する取締役と同様の知識を持つているわけではない。
- (b) (180頁) のとおり、本件新規搬出先への搬出に方針転換することを誘導しようとの意図のもとに、中部国際空港と本件新規搬出先への搬出にかかる費用を比較し、コスト面でどちらがメリットがあるかとの観点からのものばかりであり、本件新規搬出先への搬出がQMSに沿っているかという観点からの説明がないなど、偏りがあった。
- しかも、平成13年8月6日午後の推進会議は、前記(2)イア(d)(1)(801頁)のとおり、被告S3による虚偽の情報提供を前提として、同日午前に急速に開催することが決まったもので、同年9月以降フェロシリートを生産しないことにするのかが検討課題であったから、この会議で結論を出すことが予定されており、検討する時間も限られていた。そのような状況の下では、②被告TJ 被告S3のように、フェロシリートの受入れが中部国際空港株式会社から既に断られていることを知っていたのであればともかく、それ以外の構成員(取締役)が、中部国際空港への搬出時期や搬出量についての被告S3の説明が虚偽であることを見抜くことは極めて困難であり、上記推進会議本部会における被告S3らの説明を前提とするほかないといったといえる。
- b 以上によれば、推進会議本部会の構成員は、平成13年8月6日午後の推進会議本部会において、前記(2)イア(181頁)のとおり酸化チタン事業の構造改革の成否を左右するような重要な問題について多角的な検討をすることが期待されていたけれども、フェロシリートを中部国際空港から本件新規搬出先への搬出に方針転換することの

是非について、その詳細を一から精査することまでは求められないといふべきである。推進会議本部会の構成員は、フェロシルトを担当する部署が適正に職務を遂行していることを前提とし、フェロシルトについてQMSから逸脱した運用がされていることを明らかに認識し得たなど、担当取締役の被告T1、業務担当者の被告S3 及びS8 の説明に明らかに不備、不足があり、これに依拠することに躊躇を覚えるというような特段の事情のない限り、フェロシルトの担当取締役や従業員に対し、本件新規搬出先の用途に応じた開発がQMSに沿ってされているかなどを確認すべき義務を負うことではなく、その担当していた職務上知り得た知識、経験に照らして、上記計画や報告のは非について検討すれば足りるというべきである。

(イ) 各被告の検討

そこで、各被告について検討する。

a 被告 A1

(ア) 被告 A1 の役職と属性

被告 A1 は、前記(2)ア(イ)a (158頁)のとおり、昭和45年11月に取締役に就任し、昭和63年6月から平成11年6月まで代表取締役社長を務めた後、同月以降、業務執行を特に統括しない代表取締役会長となつた。また、被告 A1 は、推進会議本部会の構成員であったが、それ以前に実行本部の構成員としてR会議に出席するなどしていた。

被告 A1 は、このように代表取締役社長退任後も会長となるなど、長年にわたって原告石原産業の経営の中核にいた。また、被告 A1 は、代表取締役社長であった当時に実行本部のトップを務めていただけでなく、会長に退いた後も推進会議本部会の構成員となるなど、酸化チタン事業の構造改革の取組みとの関連も深かつた。しかし、

前記(2)ア(イ)a (a) (158頁)のとおり、原告石原産業の規模の大きさやその取り扱う事業内容が広範にわたること、被告A1自身、代表取締役社長に就任してから10年以上もの間、四日市事業所ないし四日市工場に関わる部署を担当していないことからすれば、被告A1が、代表取締役社長ないし会長としての業務遂行を通じて、フェロシルトの開発、生産へのQMSの具体的な実施状況について直接知る機会はほほなかつたといえる。

しかも、実行本部が平成11年11月に解消された後、フェロシリットの開発等の産業廃棄物の再資源化業務は四日市工場内の生産構造再構築推進室等に移された。したがって、被告A1が実行本部の構成員であったことに基づいて、フェロシルトについて得ることのできた情報は、試験生産が開始され、遮水材、培養土等の用途開発が実施されという程度にすぎなかつた。

(b) フェロシルトに関する認識

被告A1が、平成13年8月6日までにフェロシリットについて認識していた事情は主に次のとおりであった。

- ① 中部国際空港の海上埋立用土砂としての使用を想定して、平成11年1月からフェロシルトの試験生産が開始された。
- ② 平成13年4月27日取締役会において、同年9月からの中部国際空港へのフェロシルトの搬出が確定したとの報告がされた。
- ③ 平成13年8月6日午後の推進会議において、中部国際空港への搬出時期が平成15年8月以降となつたこと、しかも、その使用量が当初の見込みの半分の約29トンになつたこと、本件新規搬出先への搬出にも費用がかかるが、中部国際空港事業への搬出を維持し、受入れの対象外となるフェロシルトを産業廃棄物として処分する場合よりも約4億円の経費節減になること、本件新規

搬出先の用途は、ゴルフ場の整地用、石材採掘跡の埋立用、ゴルフ場調整池埋立用、茶烟造成用であることなどが説明された。

(c) 検討

被告A1は、昭和63年から代表取締役社長を務めていたが、QMSが原告石原産業の一部門でしかない四日市事業所ないし四日市工場の製品に適用されるものであり、度々改訂された上、大部のものであったことからすれば、QMSの具体的な内容を逐一詳細に把握することまでは困難であったといえる。

しかも、被告A1は、中部国際空港株式会社からフェロシリットの受入れが断られたこと自体を知らされていなかつた。被告A1は、被告S3らの説明を信じて、本件新規搬出先への搬出の検討が必要となつたのは、中部国際空港への搬出時期が予定されていた平成13年9月から平成15年8月に大幅に遅れ、その使用量が当初の見込みから半減し、今後生産されるフェロシリットが受入れの対象外になつたことによると思っていたのである。

このような被告A1の認識を前提にすると、被告A1の関心事は、平成13年8月6日午後の推進会議本部会の当時、専らフェロシリットの搬出にかかるコスト面にあり、被告A1が被告S3らの説明をQMSに照らして、海上埋立用土砂としての開発がQMSに沿つて実施されていないのではないか、本件新規搬出先に応じた開発がQMSに沿つて実施されないのではないかなどを検討しなかつたというのにも無理からぬところがある。

したがつて、被告A1が、フェロシリットがQMSの運用から逸脱した取扱いがされていることを認識し得なかつたのはやむを得ないといふべきであり、被告S3らの説明に明らかに不備、不足があり、これに依拠することに躊躇を覚えるというような特段の事情が

あるとはいえない。

b 被告H1

(a) 被告H1の役職と属性

被告H1は、平成12年5月、三井物産株式会社の取締役から、原告石原産業に入社して、まず、業務に関する意思決定の権限を有しない顧問となり、同年6月29日に代表取締役副社長、社長補佐（有機部門管掌）に就任し、平成13年6月から、代表取締役副社長、社長補佐兼社長室有機企画開発本部長兼社長室法務本部長を務めていた。

被告H1は、このように原告石原産業に入社して1年が経過したばかりであるのに、代表取締役副社長、社長補佐として、農業事業等の有機部門を管掌し、法務部長等を務めていた。これは、被告H1が元総合商社の取締役としての経験を買われ、顧問的な立場で大所高所から経営に参画したものである。したがって、被告H1は、酸化チタンの原料である鉱石の輸入に関しては専門的な知識を有しているといい得るとしても、原告石原産業入社後に初めて接することになる四日市工場のQMSに関する知識や経験は乏しかったといえる。

(b) フェロシルトに関する認識

被告H1が、平成13年8月6日までにフェロシルトについて認識していた事情は、被告A1の場合と同様、前記a(b)の①ないし③（184頁）であった。

(c) 検討

被告H1が、原告石原産業に入社後直ちに代表取締役副社長となり、主に有機部門及び法務部門を担当するようになったのは、総合商社の元取締役の経験を買われたからであった。ところで、QMS

は、四日市工場において生産する製品に適用されるものであり、四日市工場又は原告石原産業全体の品質保証に関する部門に関わる者でなければ、具体的な内容を知る機会は少ない。そうすると、被告H1が総合商社から原材料の製造という煩雑いの会社に入社わずか1年で、しかも、担当外の無機系事業の酸化チタンに関するQMSの具体的な内容について逐一詳細に把握することを期待することは困難である。

しかも、被告H1は、被告A1と同様に、中部国際空港株式会社からフェロシルトの受入れを断られたこと自体を知らされておらず、本件新規搬出先への搬出が必要となつたのは、被告S3らの説明どおり、中部国際空港事業の搬出時期の遅れやその使用量の半減により、今後生産されるフェロシルトが受入れの対象外になつたことによると思っていた。

これによれば、被告H1が、平成13年8月6日午後の推進会議本部会の当時、フェロシルトについて、中部国際空港事業の海上埋立用土砂の開発が終了していないことや本件新規搬出先の開発が終了していないことなど、QMSから逸脱した取扱いがされていることを認識し得たということはできず、被告S3らの説明に明らかに不備、不足があり、これに依拠することに躊躇を覚えるというような特段の事情があるとはいえない。

c D2

(a) D2の役職と属性

02は、前記(2)ア(イ)e(a)（168頁）のとおり、昭和63年2月から四日市工場業務部長、平成3年3月から四日市事業所管理室部長、平成6年7月から四日市工場次長、平成9年6月から四日市工場長を務め、長年にわたり四日市工場にかかる役職を歴任し、実行

本部においては副本部長の地位にあつた。もつとも、②は、平成 11 年 6 月以降、四日市工場を離れ、地球環境本部長等として、原告石原産業全体の品質保証業務を担当するようになつた。

(b) フェロシルトに関する認識

②が、平成 13 年 8 月 6 日までにフェロシルトについて認識していた事情は、被告 A の場合と同様、前記 a (b) の①ないし③（184 頁）のほかに

④ ②は、平成 13 年 5 月 21 日までに、フェロシルトが中部国際空港株式会社から海上埋立用土砂としての受入れを断られたことを知り、原告石原産業として大変厳しい状況になると思ったということであつた。

(c) 検討

②は、昭和 63 年 2 月から四日市工場業務部長を務めるなど四日市事業所又は四日市工場に関連する部署の勤務が続いており、QMS が制定された平成 7 年 6 月当時、四日市工場次長であり、その後、四日市工場長を務めていた。また、平成 11 年 6 月以降、原告石原産業全体の品質管理状況の把握を業務とする品質保証部を統括する地球環境本部長を務めていた。したがって、②は、四日市工場において長年にわたって勤務しており、原告石原産業の品質保証部を統括する地球環境本部長であったことからすれば、QMS の内容を詳細に把握しておくべき立場にあつたといべきである。

しかも、②は、平成 13 年 4 月 27 日取締役会において、フェロシルトの中部国際空港への搬出が確定したとの報告を受けた後、同年 5 月には、中部国際空港株式会社からフェロシルトの受入れが断られたと聞いた。そして、②は、平成 13 年 8 月 6 日午後の推進会議本部会において、ゴルフ場の整地用、石材採掘跡の埋立用、

茶烟造成用、ゴルフ場調整池埋立用という用途でフェロシルトを搬出する旨の本件新規搬出計画の報告を受けたといふのである。

そうすると、②としては、QMS（22 頁以下、92 頁以下）に照らして、海上埋立用土砂としての開発が完了したことから搬出が確定したはずであるのに、その後に受入れを断られたことは、QMS に沿った開発がされていたのか、本件新規搬出先の用途に応じた開発が別途必要であるはずなのに、開発期間が短すぎるのはないかという疑問を抱いてしかるべきであり、QMS から逸脱した運用がされていることを認識し得たといわざるを得ない。また、②は、その当時、中部国際空港からフェロシルトの受入れが断られたことを知っていたから、中部国際空港への搬出時期が遅れ、搬出量が半減したなどの被告 C の説明が虚偽であることも認識し得たのである。

これら的事情によれば、②には、被告 S3 らの説明に明らかに不備、不足があり、これに依拠することに躊躇を覚える特段の事情があつたといべきである。

d 被告 K2

(a) 被告 K2 の役職と属性
被告 K2 は、平成 7 年 6 月 29 日に取締役に就任し、平成 9 年 6 月 27 日に常務取締役酸化チタン営業本部長兼業務部長となり、平成 13 年 8 月 6 日当時、専務取締役酸化チタン営業本部長兼機能材料営業企画本部長であった。

このように被告 K2 の担当業務は、酸化チタンに関連するもの、主に営業部門を担当し、酸化チタンを製造する四日市工場に關係する業務は少なかつたといえる。

(b) フェロシルトに関する認識

被告K2が、平成13年8月6日までにフェロシルトについて認識していた事情は、被告A1の場合と同様、前記a(b)の①ないし③

(184頁) のとおりであった。

(c) 検討

被告K2が担当する酸化チタンの営業部門は、白色塗料の原材料である酸化チタンを国内外のメーカーに販売することが主な業務である。営業部門は、顧客と四日市工場との間に立って、顧客の新製品のニーズを探って四日市工場に伝えたり、品質規格案の内容を調整したりすることもあり、QMSに全く関連しないとまではいえない。もっとも、営業部門のQMSとの関わりは、品質規格等その業務に関係する部分的なものであり、QMSにおいて、製品の開発にどのような過程や手続が要求されているのかなどの内容の詳細までを逐一把握することまでは必要とされていない。したがって、主に営業部門を担当してきた被告K2に対し、QMSの具体的な内容について逐一把握することを要求するのは酷である。

しかも、被告K2は、被告A1と同様に中部国際空港株式会社からフェロシルトの愛入れを断られたこと自体を知らされておらず、被告S3からの説明どおり、本件新規搬出先への搬出が必要となったのは、中部国際空港事業の搬出時期の遅れやその使用量の半減により、今後生産されるフェロシルトが受入れの対象外になったことによると思っていた。

これによれば、被告K2が、平成13年8月6日午後の推進会議本部会の当時、フェロシルトについて、中部国際空港事業の海上埋立用土砂の開発が終了していないことや本件新規搬出先の開発が終していないことなどQMSから逸脱した取扱いがされていることを認識し得たということはできず、被告S3からの説明に明らか

に不備、不足があり、これに依拠することに躊躇を覚えるといふような特段の事情があるとはいえない。

e 被告T1

(a) 被告T1の役職と属性

被告T1は、平成9年6月から取締役酸化チタン営業本部営業部長兼海外部長という四日市工場とは関連の薄い部署を担当していたが、平成11年6月から、四日市工場となり、製造部門全般を統括するようになった。そして、被告T1は、平成12年6月の機構改革によって四日市事業所が廃止されたことに伴い、四日市工場長として、品質体制の最高責任者としてQMSを関係部署に実施させるべき立場となつた。したがって、被告T1が、四日市工場長の品質体制に関する権限を品質保証室長に委譲したといつても、QMSの内容を熟知しておくことは当然の前提であったといえる。

(b) フエロシルトに関する認識

被告T1が、平成13年8月6日までにフェロシルトについて認識していた事情は、前記1)ウイ(c)の①ないし⑦の事情(146頁)のほか、次の⑧であった。

⑧ 被告T1は、平成13年8月6日午後の推進会議において、その当時、フェロシルトが中部国際空港の海上埋立用に使用される可能性が客観的になくなつていたにもかかわらず、中部国際空港への搬出時期が中部国際空港建設工事の事業時期の変更により、当初の見通しどおりにいかなくなつたとの虚偽の説明をした。

(c) 検討

被告T1は、平成13年4月27日取締役会において、フェロシリトを中部国際空港へ搬出することが確定したとの報告を受けていたにもかかわらず、同年5月上旬には、品質の問題を理由に受入

れを断られたことを知ったのである。本来のQMSの手順からすれば、一旦搬出が確定した以上、それまでに中部国際空港株式会社からフェロシルトの品質に問題がないとの回答を得ていたはずである。にもかかわらず、搬出の確定した後に、品質を理由に入れを断るということは、フェロシルトの開発がQMSに沿って実施されていたのか疑いをもつてしかるべきであった。

また、被告T1は、平成13年5月上旬、中部国際空港株式会社からフェロシルトの品質に問題があることを理由に受入れを断られたと聞いていたのであるから、フェロシルトが海上埋立用土砂として、中部国際空港株式会社の要求する品質を満たさなかつたことを認識することが可能であった。そして、被告T1は、中部国際空港事業に代わる搬出先の検討が開始されてから約3か月後には、被告S3からゴルフ場の整地用、石材採掘跡の埋立用、ゴルフ場整池埋立用という主に埋立材として使用する旨の本件新規搬出計画の報告を受けたといふのである。被告T1としては、四日市工場長としてQMSの具体的な内容を詳細に把握しておくべき立場にあつたから、QMSにおいて要求されている開発の各手続からして、海上埋立用土砂としての使用を断られたフェロシルトについて、わずか約3か月のうちに再び埋立材としての品質を備えるような開発を完了することができたのかの疑問を抱くべきであった。

しかも、被告T1は、フェロシルトにおいて、平成11年3月及び同年4月の取締役会において、培養土としての用途の検討がされているとの報告を聞いた。しかし、それ以後、被告S3から本件新規搬出計画の報告を受けるまでに、フェロシルトを培養土として受け入れた業者がいたとの報告を開いたことがなく、培養土としての開発が進んでいるとの報告を受けたこともなかったのである。こ

の点からみても、被告T1としては、QMSに照らして、フェロシルトについて、わずか3か月のうちに、培養土と類似する茶畑造成用としての品質を備えるような開発を完了することができたのかの疑問を抱くべきであった。

これら的事情からすれば、被告T1は、フェロシルトについてQMSから逸脱した運用がされていることを認識し得たということができる。

また、被告T1は、平成13年8月6日午後の推進会議の冒頭において、中部国際空港への搬出時期が遅れることになったという虚偽の説明をしており、当然、被告S3の説明が虚偽であることを認識し得た。

以上によれば、被告T1には、被告S3の説明に依拠することに躊躇を覚える手段の事情があつたといふべきである。

f 被告F2

(a) 被告F2の役職と属性

被告F2は、平成9年5月、株式会社日本長期信用銀行の取締役から、原告石原産業に入社して顧問となり、同年6月に原告石原産業の常務取締役財務本部長兼社長室企画管理本部長付に就任し、平成11年11月から財務本部長兼管理本部長を務めていた。被告F2が、原告石原産業に入社したわずか1か月後に常務取締役として財務本部長となつたのは、被告F2が企業向けの銀行の元取締役として直し、債権回収を円滑に図ることに狙いがあつたといえる。したがつて、被告F2は、原告石原産業の財務に関する知識は相当程度あつたといえるものの、四日市工場等の製品を製造する現場の業務に直接携わることではなく、四日市工場のQMSに関する知識や経験

は乏しかつたといえる。

(b) フェロシルトに関する認識

被告 F2 が、平成 13 年 8 月 6 日までにフェロシルトについて認識していた事情は、被告 A1 の場合と同様、前記 a (b) の①ないし③

(184 頁) のとおりであった。

(c) 検討

被告 F2 の業務は、主に財務部門を担当し、赤字決算を統けていた。原告石原産業の財務を立て直すところに主眼があった。当時、原告石原産業の赤字決算の原因が酸化チタンの営業原価の高さにあり、それを解消するためには生産コスト、中でも産業廃棄物の処理費用を削減する必要があった。フェロシルトに関する知識も、そのような観点から求められるにすぎない。

そもそも、QMS は、四日市工場の製品の品質を確保する目的で作成されたものであり、製品の生産コストやその削減とは基本的に関連性がないものであった。したがって、四日市工場又は原告石原産業全体の品質保証に関する部門を担当したことのない被告 F2 に対し、QMS の内容を具体的に把握することを要求するのは酷である。

しかも、被告 F2 は、被告 A1 と同様に中部国際空港株式会社からフェロシルトの受入れを断られたこと自体を知らされておらず、被告 S3 の説明どおり、本件新規搬出先への搬出が必要となつたのは、中部国際空港事業の搬出時期の遅れや使用量の半減により、今後生産されるフェロシルトが受入れの対象外になつたことによると思っていた。

これによれば、被告 F2 が、平成 13 年 8 月 6 日午後の推進会議本部会の当時、フェロシルトについて、中部国際空港事業の海上埋

立用土砂の開発が終了していないこと及び本件新規搬出先の開発が終了していないなど、QMS から逸脱した取扱いがされていることを認識し得たということはできない。

g 被告 S2

(a) 被告 S2 の役職と属性

被告 S2 は、平成 11 年 11 月から四日市事業所四日市工場技術室長、平成 12 年 6 月から四日市工場技術室長兼酸化チタン顔料研究所長兼機能材料開発研究所長、平成 13 年 6 月 28 日から取締役社長室無機企画開発本部部長代行兼四日市工場副工場長兼技術室長を務めており、四日市工場の無機系事業の研究開発に従事してきた、いわゆる技術系の取締役であった。また、被告 S2 は、平成 10 年 11 月の新アイアンクレーに商品名を付けることとした中和洋の商標登録に関する会議にも四日市工場次長として参加していた。したがって、被告 S2 は、QMS の内容、特に新製品の開発にどのような手続が必要とされるのかを知っておくべき立場にあり、また、フェロシルトの開発にも関与していた。また、被告 S2 は、工場次長ないし副工場長として、早朝ミーティング、月次報告会や品質保証委員会に出席し、フェロシルトに関する報告を受けていた。

(b) フェロシルトに関する認識

被告 S2 が、平成 13 年 8 月 6 日までにフェロシルトについて認識していた事情は、次のとおりであった。

① 新アイアンクレーは、平成 10 年 11 月に中部国際空港株式会社から産業廃棄物であることを理由に受入れを断られたことから、商品名を付けることになった。

② 前記 a (b) の③ (184 頁) に同じ。

(c) 検討

被告 S2 は、遅くとも平成 11 年 11 月から、四日市事業所の無機系事業の研究開発に従事し、QMS の内容を詳細に把握していくべき立場にあつたといえる。

しかし、被告 S2 は、無機系事業の研究開発の方針の策定や実行本部に関する業務を担う技術企画本部の下で、酸化チタン原料等の開発を行う技術室に所属していた。すなわち、技術室は酸化チタンそのものの技術開発を行う部署であり、同じ四日市事業所ないし四日市工場といつても、酸化チタンの産業廃棄物であるアイアンクレーバーの処理やフェロシリートなどの産業廃棄物の再資源化業務を取り扱う石原ケミカルとの関連は薄かったといえる。

また、フェロシリートの開発が QMS に沿つたものとはいえないことは、前記(1)イ(4) (144 頁)のとおり、平成 13 年 4 月下旬以降のことであった。そうすると、被告 S2 がフェロシリートの開発に関与したといつても、その当時(平成 10 年 11 月)、フェロシリートの開発は QMS に沿っていたこと、被告 S2 が直接に担当していた業務と産業廃棄物の再資源化業務との関連性が薄かつたことからすれば、被告 S2 が、平成 13 年 4 月下旬以降、フェロシリートの開発が QMS に沿つて行われくなつたことを知らないことはやむを得ないといるべきである。

しかも、被告 S2 は、被告 A1 と同様に、中部国際空港株式会社からフェロシリートの受入れを断られたこと自体を知らされておらず、被告 S3 らの説明どおり、本件新規搬出先への搬出が必要となつたのは、中部国際空港事業の搬出時期の遅れやその使用量の半減により、今後生産されるフェロシリートが受入れの対象外になつたことによると思っていた。

このような被告 S2 の認識を前提にすると、被告 S2 は、中部国際空港株式会社から断られたことを知らないから、海上埋立用土砂としての開発が QMS に沿つて実施されていないという疑いを抱くことは困難である。また、被告 S2 が、酸化チタンの産業廃棄物の再資源化業務に通じないことからすれば、本件新規搬出先の開発に要する手順や期間についての見当をつけることができず、本件新規搬出先の開発期間が短すぎるなど、QMS に沿つていないとの疑いを抱かなかつたとしてもやむを得ないといべきである。

したがって、被告 S2 が、平成 13 年 8 月 6 日午後の推進会議本部会の当時、フェロシリートについて QMS から逸脱した取扱いがされていることを認識し得たというのは困難であり、被告 S3 らの説明に明らかに不備、不足があり、これに依拠することに躊躇を覚えるというような特段の事情があるとはいえない。

(e) まとめ
以上によれば、被告 A1、被告 H1、被告 K2、被告 F2 及び被告 S2 は、平成 13 年 8 月 6 日推進会議本部会において、本件新規搬出先の用途との関係において、QMS がどのように運用されていたかなど、フェロシリートの開発、生産、管理が QMS に基づいているかどうかを被告 S3 などに質問するなどして、調査、確認すべき義務を負っていたということはできない。

他方、O1 及び被告 T1 は、平成 13 年 8 月 6 日推進会議本部会当時、本件新規搬出先の用途との関係において、QMS がどのように運用されていたのかなど、フェロシリートの開発、生産、管理が QMS に基づいているかを被告 S3 へ質問するなどして、調査、確認すべき義務を負つていたといべきである。

にもかかわらず、〇2及び被告T1は、平成13年8月6日推進会議本部会において、本件新規搬出先への搬出がQMSに沿っているものと漫然と思いつみ、この点について確認せず、本件新規搬出先に搬出する作業を進めるようとのM2社長の指示に対し異議を述べることもなかつた。そこに取締役としての任務解怠（善管注意義務違反）の責を免れないとすべきである。

(b) 被告〇3ら及び被告T1の主張について

a 推進会議の位置づけ

(a) 被告〇3ら及び被告T1は、平成13年8月6日午後の推進会議本部会も、フェロシルトの生産、管理、搬出についての意思決定なしし承認をする機関ではなく、本件新規搬出先への搬出を決定したのは推進会議本部会ではなく、M2社長であったと主張する。

(b) しかし、平成13年8月6日午後の推進会議本部会は、これが開催されるに至った経緯からすれば、前記(a) d(b) (181頁)のとおり、従来の方針を変更して被告S3が準備した本件新規搬出先へ搬出するのかを推進会議本部会構成員によって検討した上、承認するかを決定する場であったといえる。実際、上記推進会議本部会の議事録を見る限り、M2社長が主に発言していたものの、被告T1も発言をしている。そこに、M2社長以外の本部会の構成員の発言が許されなかつたという事情を認めることはできないのであって、構成員が上記問題を検討していたものと認められる。そうすると、被告S3及び管理部長のS8の説明を受けて、M2社長だけが本件新規搬出先への搬出を決定したものということはできない。本件新規搬出先へ搬出することは、推進会議本部会において決定されたものと認めるのが相当である。

(c) したがって、被告〇3ら及び被告T1の上記主張を採用するこ

とはできない。

- b アイアンクレー及びフェロシルトに関する認識
- (a) 被告〇3ら及び被告T1は、平成13年8月当時、① アイアンクレーは放射線量さえ規制値を下回つていれば問題がないこと、
② アイアンクレーが産業廃棄物として処理されている理由は、無価値物で性状が「汚泥」に当たるからであり、有害な物質が含まれているからではないこと、③ アイアンクレーは有害な物質を含んでいないことから、含有する水分を減らして強度を高めることにより、土壤埋戻し材の性能を備えることができ、産業廃棄物から製品となること、④ フェロシルトについて、原告石原産業と三重県が共同特許出願をすることから、フェロシルトが原告石原産業独自の技術により開発された画期的な土壤埋戻し材であることの認識を有していたとして、平成13年8月6日当時、フェロシルトに土壤環境基準値を超える六価クロムが含まれていることを予見することは不可能であり、フェロシルトの品質に問題があるとはいえないから、本件新規搬出先の用途に応じた開発がQMSに沿ってされているなどを確認すべき義務を負うことはないとして主張する。
 - (b) 確かに、アイアンクレーが、規制値を下回る放射線量しか含んでおらず、有害な物質が含まれていない産業廃棄物であったとの認識は、アイアンクレーから採取されたフェロシルトについて、土壤環境基準値を超える有害な六価クロムが含まれることの予見可能性を妨げるものである。しかし、そもそもアイアンクレーが有害であるかどうかという問題と、アイアンクレーから採取されたフェロシルトの商品開発がQMSに沿ってされるかどうかという問題とは別の事柄である。〇2及び被告T1が、アイアンクレーが無害であると認識していたとしても、フェロシルトの開発がQMSに沿つて

されたことが推認されることにはならないのである。

- (c) また、O2 及び被告 T1 は、平成 13 年 5 月、中部国際空港株式会社からフェロシルトの受入れを断られたことを知ったが、その後、原告石原産業が三重県と共同特許出願をする 것을知って、フェロシルトの土壤埋め戻し材としての品質が優れていると認識した旨供述（被告 T1 の陳述書〔乙Bア9〕及び 02 の陳述書〔乙Bア1 0〕を含む。）する。

しかし、上記特許の内容は、フェロシルトを大量の水又は海水で石膏を溶出する際に、リンが硫酸カルシウム（石膏）と反応してリン酸カルシウムを沈殿させることによる容存リン除去技術であつて（105頁）、強度が高いなど、土壤埋め戻し材としての性能の高さとは必ずしも結びつくものではない。そのことから、フェロシルトの土壤埋め戻し材として品質が優れているという認識に至るのは困難というべきである。したがって、C2 及び被告 T1 の上記供述を採用することはできない。

- (c) 以上によれば、被告 O3 ら及び被告 T1 の主張を採用することはできない。

- (3) 爭点(3)（フェロシルトの開発、生産、管理、搬出に関する監視義務違反）について

ア フェロシルト生産開始時の取締役（被告 Y1、被告 F1、被告 O1）の責任

フェロシルトの担当取締役及び実行本部の構成員以外のフェロシルト生産開始時の取締役であった被告 Y1、被告 F1 及び被告 O1 は、平成 11 年 1 月当時、フェロシルトが QMS 上の手続を完了していない開発未了の製品であることを認識し、又は、容易に認識し得たか（監視義務について信頼の原則を覆す手段の事情の有無）。